

令和6年加美町議会第2回定例会会議録第1号

令和6年6月5日（水曜日）

出席議員（16名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
14番	佐藤善一君	15番	米木正二君
16番	伊藤淳君	17番	早坂忠幸君

欠席議員（1名）

13番 伊藤信行君

説明のため出席した者

町長	石山敬貴君
副町長	千葉伸君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐々木実君
危機管理室長	佐々木功君
企画財政課長	内海茂君
行政経営推進課長 兼新庁舎整備室長	庄司一彦君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	伊藤一衛君
地球温暖化対策室長	早坂卓君
税務課長	猪股良幸君
農林課長	尾形一浩君
農業振興対策室長	我孫子裕二君

森林整備対策室長	後藤 勉 君
商工観光課長	阿部 正志 君
建設課長	村山 昭博 君
保健福祉課長	森田 和紀 君
地域包括支援センター所長	川熊 裕二 君
こども家庭課長	鎌田 征 君
上下水道課長	塩田 雅史 君
会計管理者兼会計課長	相澤 栄悦 君
小野田支所長	齋藤 純 君
宮崎支所長	鎌田 裕之 君
総務課課長補佐	内出 泰照 君
教育長	鎌田 稔 君
教育総務課長	遠藤 伸一 君
学校教育環境整備推進室長	渡辺 信行 君
生涯学習課長	浅野 仁 君
農業委員会事務局長	佐藤 登志子 君
代表監査委員	田中正志 君

事務局職員出席者

事務局 長	青木 成義 君
次長兼議事調査係長	尾形 智弘 君
主幹兼総務係長	渡邊 和美 君
主 事	今野 寿弥 君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前10時00分 開会・開議

○議長（早坂忠幸君） ご起立願います。

おはようございます。

着席願います。

ただいまの出席議員は16名であります。13番伊藤信行君より欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、これより令和6年加美町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、資料のとおりとなっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

町長の行政報告につきましては、文書で報告がありましたのでご覧いただきたいと思っております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、16番伊藤 淳君、1番尾出弘子さんを指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から6月11日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なし認めます。よって、本定例会の会期は、6月11日までの7日間と決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第3、一般質問を行います。

執行部及び議員各位に申し上げます。一般質問については、質問時間はおおむね30分、答弁を含めておおむね1時間と定めておりますので、答弁者は質問の趣旨を確認の上、簡潔かつ明瞭に答弁されますようお願いいたします。また、質問者においても趣旨を分かりやすく質問し、品位ある言葉遣いを心がけるようお願いいたします。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、3番柳川文俊君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔3番 柳川文俊君 登壇〕

○3番（柳川文俊君） 2か件通告していましたので、順次質問したいと思います。

まず、大綱1、格差のない地域振興策について。

昭和・平成と二度の大合併を経て、合併自治体の強みである財政力を背景に、着実にまちづくりが進められていることは、町民にとっては大変心強く、大きな期待を寄せるところであります。

しかし、一方では、少子高齢化に伴う人口減少や、町中心部への人口流出に歯止めがかからず、将来への不安は高まるばかりであります。

本年は、今後のまちづくりの指針となる第三次総合計画策定の年であり、力強くスタートした石山町政の政策が、今後どう展開され成果を上げられるのか、町民の期待度は高まりつつあります。

重要な課題が山積する中、町の取組と今後の展望をお伺いします。

1点目、加美町となって20年が過ぎ、町の様相も変わりつつありますが、旧3町の置かれた現状と特筆すべき課題は何か。

2点目、先般、民間の組織、人口戦略会議が公表した消滅可能性自治体に本町も含まれていましたが、どう受け止めたか。要因分析と現時点で考えられる脱却策、消滅回避策をお伺いします。

3点目、4年後に予定されている新庁舎の開庁によって、人や車の流れ、物流、にぎわい等も大きく変わり、地域経済に及ぼす影響が心配されます。JA撤退後の宮崎庁舎の利活用を含め、合併時の約束事である均衡ある振興に策はあるのか。

4点目、廃校施設は、地区住民にとっては地域振興の拠点となり得る重要な施設であります。今後、廃校施設は増えることが予想されますが、学校等の統廃合の見通しと総合計画にどう位置づけするのか。

以上、4点について町長及び教育長の答弁を求めます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 皆様、改めましておはようございます。

本日から定例会、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

ただいま柳川議員からは、大綱1番目としまして、格差のない地域振興策についてということで4項目のご質問をいただきました。誠にありがとうございます。順次、項目に従ってお答えさせていただきたいと思っております。

最初の項目、4つの質問の中の最初の項目についてお答えさせていただきます。

旧3町におかれた現状と特筆すべき課題についてお答えさせていただきます。

現在、我が町、加美町に限らず、全国的に地方における人口減少と少子高齢化、さらには地域の格差が進んでいる現状であり、過般の新型コロナの影響もあり、事態に拍車がかかっていることは非常に大きな問題であると認識しております。

加美町においても、この人口減少と少子高齢化の影響により、住宅需要の減少、空き家の増加、交通需要の減少と公共交通路線の廃止、人手不足、大型店舗の進出による地元店舗の減少、コミュニティーの希薄化など、様々な課題があると把握しております。特に中新田地区と比べまして小野田、宮崎地区は、今ご説明させていただいたような影響が顕著に見られている状況でございます。

これまでまちづくりにつきましては、合併時に旧3町の均衡ある発展を図るために策定した新町建設計画、そして、合併後に策定した第一次、第二次の総合計画に基づき、住民福祉の向上のため様々な施策を講じてまいりました。しかしながら、一方で、このような計画を上回るようなスピードで人口減少などや、または過疎化が進行しているということ、私も重々認識させていただいております。

今後もこのような課題を踏まえて、第三次加美町総合計画におきましては、住民の皆様が満足いくような住民サービス向上が図られるような方向性を示し、難題解消に向けた施策の実現に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目に行かせていただきます。

人口戦略会議が公表した消滅可能性自治体に加美町も含まれておりました。どう受け止めるのかと。また、要因分析と現時点で考えられる脱却策はとの質問にお答えさせていただきます。

今年4月、有識者でつくる人口戦略会議は、消滅可能性自治体として全国の4割に当たる744の自治体名を公表し、これらの自治体は最終的に消滅する可能性があるとしています。県内では全35自治体の半数以上に当たる19の自治体が消滅可能性自治体とされ、加美町も含まれました。要因としては、どの自治体でもそうですが、若年女性人口の減少による少子化基調と人口の自然減並びに社会減の増加による人口減少によるものです。

私としまして、これらの対策として、まずは所信表明や施政方針で申しました働く場の創

出、子育て支援及び学力向上、高齢者及び弱者の方々への福祉施策の充実の3つの柱に基づく人口減少対策を講じるとともに、若者の流出による生産人口の不足等を解決するため、DXの推進や生成AIを活用する人材の育成を推進する施策などを実施してまいりたいと考えております。

加えまして、今、原稿にはございませんが、柳川議員からも前の質問でご指摘いただきました外国人労働者の受入れ環境等や、また、昨日、加美町にとりまして最初の会議になりますけれども、加美町地域公共交通活性化協議会というものを開催させていただきました。偏った人口の分布というのが起きている。つまりどういうことかといいますと、例えば、西小野田地区であったりとか、旭地区にある地区が、この20年間を比較しますと人口の減少率というものが激しい、顕著であるということが言えます。これは、一つ、公共交通機関がないこともこのような現象が起きている一つの要因ではないかと考え、私自身も公共交通機関、住民バス等を利用した公共交通機関のしっかりとした整備というものを行っていきたいという考えでおります。

さらに、3点目についてお答えさせていただきます。

新庁舎の開庁に伴う宮崎支所庁舎の利活用、また、均衡ある振興策はとのご質問にお答えします。

令和10年5月の開庁を目指して新庁舎の建設を早急に進めてまいりますが、並行して、小野田、宮崎地区の各種手続や相談業務など、支障がないよう情報システムのDX化を図り、支所庁舎についても、地域福祉センターなど周辺施設の機能を十分に考慮し、今後の利活用の方向性を整理し、地区の行政サービスの在り方を構築していく考えでおります。

なお、利活用につきましては、令和7年度から令和8年度にかけて行う予定の公共施設等総合管理計画の見直しにおいてお示ししていきたいと考えております。

また、庁舎建設に伴いまして、ワーキンググループ、町民の皆さんからのヒアリングなども予定しておりますので、同時に支所機能に関するご意見もそのときにも賜ればというふうに考えております。

さらに、宮崎地区の振興策におきましては、町内、町外から多くの大会が開催され、利用されている陶芸の里スポーツ公園をはじめ、ふるさと陶芸館、ゆ〜らんどなど、利用の促進に努めている状況でございます。

加美町はたくさんの観光施設群等もございます。アクティビティーに有効な運動場もございますが、PR不足といったようなことも度々指摘されておりますので、今後、町内だけにかかわらず、町外、県外にも向けて発信していくといったようなことも積極的に行っていきたく

思っております。

さらに、宮崎地区に関しましては、宮崎地区の袋小路解消に向け、田代から岩堂沢ダムにかけての道路整備の実現に向けて誠心誠意現在取り組んでいるところでございますし、どどんこ館運営におけるイベントの開催など、宮崎の振興に貢献していきたいと考えております。

最後、4点目、総合計画への位置づけに関して私からお答えし、学校等の統廃合の見通しについては教育長がお答えさせていただきます。

学校に限らず、新庁舎の建設に付随して公共施設の統合を進めていかねばならないと考えております。現在策定作業中の次期総合計画におきましても、基本計画の施策の体系で公共施設の統廃合と利活用について、その方向性をお示ししてまいりたいと考えております。

私からは以上になります。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうから、学校等の統廃合の見通しについてお答えいたします。

認定こども園や小学校において、一定規模の集団を確保し、子どもたちにとって望ましい教育環境、保育環境を確保するため、教育委員会では再編に関する基本方針を定め、昨年11月に小野田地区に小野田地区の統合に関する検討委員会を立ち上げ、認定こども園、小学校の統合について検討してまいりました。

小野田地区認定こども園・小学校統合検討委員会から令和6年2月20日に答申が出され、教育委員会ではその答申に沿って、おのだひがし園とおのだにし園を令和7年4月に、小学校におきましては、東小野田小学校、西小野田小学校、鹿原小学校を令和8年4月に統合し、新しい園、小学校として開園、開校することとなっております。

今後は、小学校再編の基本方針を踏まえ、各校の児童の推移を見ながら、複式学級の解消など、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 冒頭、昭和、平成の二度の大合併を乗り越えて加美町が誕生したことを紹介しましたが、遡れば、宮崎村と賀美石村が昭和29年7月1日に合併して来月で満70年になります。旧中新田町も同様で、小野田町はこれより10年ほど早く町制を施行しました。ただいま町長からも旧町3町の置かれた現状とそれぞれの課題についての状況説明がありましたけれ

ども、住む人も町の生き立ちも異なる旧町が一緒になることの、合併を選択した中でのまちづくりの過程においては、全ての課題を解決することの難しさは申し上げるまでもありません。

加美町誕生前の旧宮崎町の歴史を振り返ってみますと、町が衰退した大きな要因として主に2つ挙げられると思います。1つはミツボシ縫製株式会社の倒産、2つ目は子牛市場の撤退であります。どちらも大きな衝撃でした。

宮崎町初の誘致企業であるミツボシ縫製は、昭和43年から町内旭地区と小泉地区の2か所で操業しておりました。従業員数470人のほとんどが家庭の主婦、9割以上宮崎と小野田で占めていたと聞いております。紳士用スラックスの専門メーカーで国内シェアの25%を占め、その規模は日本一でしたが、残念ながら平成11年に倒産してしまいました。

一方、子牛市場は、現在の宮崎公民館、福祉センター整備以前の町営グラウンドでの一部で定期的に開催し、開催ごと300頭以上が競りにかけられ、ブランド宮崎牛づくりなど、県内では有数の和牛の生産地でした。その後、昭和58年に小泉地区に移り、大崎西部家畜市場として長らく子牛の取引が行われておりましたが、平成11年に美里町のみやぎ総合家畜市場に統合されてしまいました。

地域経済を潤し、支え、牽引してきたミツボシ縫製や子牛市場の存在は、宮崎地区にとっては歴史のある地域活性化の最たるもので、今では活気もにぎわいも失われ、現在に至っております。疲弊した経済立て直しのため、合併後の振興策に多くの地区民は期待したところですが、格差は埋まらず、20年たった今でも好転の兆しすら見えていません。

今、町長から旧町の特に重要な課題何点か説明ありましたが、次々と課題がめじろ押しの中、現時点で考えられる手法、課題解決のための手法を再度、あるいはその見通しはどうか、ご答弁をお願いしたいと思います。町長、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

今いろいろとお話を伺っておりまして、私はもちろん小野田地区の人間ですけれども、ミツボシには、当時、私の亡くなった母親も農閑期に必ずミツボシに行っておりましたし、また、これも私事になりますけれども、ミツボシがあったおかげで私の家内の実家も相当繁盛していたといったような実は事実があります。何を言いたいかといいますと、今、柳川議員のお話というのは、1つは、やはり雇用の場が大切であるといったこと、そして、または当時ですから、今は全く時代が違いますけれども、ご家庭の主婦の方々が、または農家の方々が、そのように農閑期に働きに行く場所があることによって収入というものを得ている、そういう場所がある

ことの重要性といったようなこととお話しいただいたと思っております。

再三再四でございますけれども、私はその中におきまして、やはり宮崎地区というものに対しましての発展ということを考えていったときに、やはり袋小路を解消して行って、また人との新しい流れをつくり出していくといった意味で、袋小路の解消ということをまず第一義的に話しよくさせていただいておりますし、これに関しましては、自分にとっては本当に一目一番地のテーマであると思ひ、もう日々様々な情報網で活動させていただいているというふうなことでございます。

そして、後から家畜市場のお話ございました。小泉のあの跡地に関しても、まさに昨日だったんですが、副町長のほうがあそこで開かれた会合に出席してきて、また、あの跡地のことの利活用に関しても、実はあそこ3町歩ほどありますので、様々な方法であの場所にも、ミツボシのようなというふうなことになるかどうかはまた別として、縫製会社ではもうないですし、時代も違いますから、ただ、何らかのやはり宮崎地区または加美町の方々が働けるような企業誘致というものを改めて積極的に、我々もトップセールスとして回りながら宣伝していかなくちゃいけないというふうに思っていたところでございます。

これも常々言わせていただいていることでございますけれども、大衡村に台湾の半導体が進出してくるといふことの大きなきっかけや鳴瀬川ダムの本格工事というものも始まります。そのような新しい人の流れというものが生じる可能性が大いにありますので、それを宮崎地区に向けていくような方向性というものをしっかりと、これは町でも、例えば、農林課であったりとか、商工観光課と図りながら、今、様々な考えていかねばならないと思っておりますので、そのときは議員にもどうぞお知恵を貸していただければと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） やっぱり人がいなくなるとは町も地域も経済も成り立たないということは、私もこれまで再三申し上げてきました。少子化による人口減少や人口流出による地区の存続に、町長も先ほど答弁ありましたけれども、私も大きな危機感を持っておりますし、加美町全体で、合併時からの20年間で出生、死亡による自然増減数と転入転出による社会増減数はどのように推移してきたか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、人口世帯数は合併時と比較して旧町でどう変化があったのか、把握していましたら説明をお願いしたいと思います。

もう一点は、町内9地区の中で、特に人口と世帯数が合併時と比較して著しく減少している

地区はどこなのか、併せて説明をお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。おはようございます。

今いただいた3つの質問、概算数字でございますがご説明いたします。

まず、出生、死亡、自然の増減数、転入転出の社会増減数でございますが、出生数が21年トータルで3,100人弱、死亡数が約7,500人です。トータルで4,400人ほどの減となっております。また、社会増減数でございますが、転入数がこれまで1万2,000人、転出数が1万4,600人ということで2,600人ほどの減。合わせまして合併当初より7,000人強が人口が減ったということになります。

また、これを旧町単位で比較いたしますと、中新田地区の人口が約1万4,000人だったものが現在1万2,000人で約2,000人の減、小野田地区については8,100人だったものが5,300人ですから2,800人の減、宮崎地区が6,200人だったものが4,000人ということで2,200人の減となっております。パーセントでいいますと、旧宮崎町が36%の減と一番大きく減少している状況です。

また、世帯数でございますが、合併当初約7,800世帯であったものが現在では8,200世帯と、逆に400世帯ほど多くなっております。旧町単位でいいますと、小野田、宮崎地区合わせて約200ほどの世帯が減少しているのに対しまして、中新田地区につきましては600世帯強増加している状況です。

3つ目の特に著しく減少している地区というところで、先ほど町長の答弁の中でもお話ございましたが、比率でいいますと、旭地区が47%で442人の減、また、次に比率が高いのが41%ほどの減少となっておりますが西小野田地区です。西小野田地区が1,200人ほどの減ということで、あと、次に減少率の高いところは鹿原地区、宮崎地区となっております。世帯数につきましては、一番やっぱり減少率が高いのが旭地区となっております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今、町民課長から説明あったとおり、宮崎、小野田地区の人口減少率3割を超えていると。それから宮崎西部地区の人口はもう半減です。まさにゆゆしき事態ではないかと思えます。一方で、中新田地区の世帯数が600世帯余り、合併時より16%増えていると。

この流れは今後も止まらないのではないかなと思っておりますし、町が進めてきた移住定住策、うがった見方をすれば、一部は世帯が増加している中新田地区の受皿になっているのではないかと私は思料するものでありますが、どう受け止めているのか。嘆いているだけでは話は

前に進めませんが、町がこれまで取り組んできた移住定住策の成果と課題はなかったのか。あわせて、住宅政策を含め、減少を続ける宮崎地区への人口誘導、定住策をどのように考えているか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） おはようございます。ひと・しごと推進課長でございます。

ただいまご質問いただきました点についてお答えをさせていただきます。

当課、ひと・しごと推進課におきましては、これまで移住定住の支援事業といたしまして、ファミリー住ま居る（スマイル）住宅取得等の補助金事業、あるいは地域おこし協力隊の受入れ、移住相談窓口や空き家バンクの運営事業、そして20代の若者支援に係る4つの事業、そして国立音楽院の運営等々を実施させていただいております。

平成27年度から今年の1月までに、これらの事業を通じまして444人の移住につながっております。年平均にしますと年間50人程度、こういった支援制度を使って移住をしていただいていると。この移住をしていただいた方々の多くが、若者ですとか、新婚世帯、そして子育て世帯という形になってございますので、本町で一番人口流出が多い年代でありますとともに、地域経済の牽引役につながるものと期待をしております。

その一方で、移住した方々や、あるいはそのお子さん、そういった方々をいかに今後定住をさせていくのか、そういったところの施策につきましては、その時代時代の背景等々もございませうけれども、そういったところをしっかりと捉えながら常に検討を重ねていく必要が重要であると感じてございます。

次に、人口減少が一番大きい地区に関しましては、先ほど町民課長からもご説明がございました。やはりそういった状況があることにしましては、当課としても理解をさせていただいております。こうした地区につきましても、当課として取り組める内容といたしましては、やはり遊休町有地の利活用、そういったところを民間の活力等々も活用し、宅地の開発事業も含めてですけれども、企業の誘致等々、そういったところも促す、そういった施策を行うとともに、これまでも同様にさせていただいておりますが、地区のコミュニティ推進協議会、こういったところの地域力を生かした、そういった地域活動の支援、こういったところに関しましてはこれまで同様に注力をしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 2点目の消滅可能性自治体について質問したいと思います。

4月25日の河北新報で、本町が消滅可能性自治体になるとの、これは名指し報道をされました。詳細は先ほどの町長答弁のとおりでありますけれども、人口戦略会議が平成26年の予測値と現在とを比較し、若年女性人口、これは20歳から39歳まで、半分以下になる。そして、次のように警鐘を鳴らしております。地方から東京圏への流出が継続し、一極集中の流れは10年間止まっていない。過疎地域の自治体では人口減少が加速し、各自治体が何ら対策をしなければ消滅の可能性があるとしております。

消滅可能性自治体は国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を基に予測したものでありますけれども、懸念されることのもう一つは、加美町の人口が26年後の2050年には半減すると予測されていることであります。石山町政が本年度から本腰を入れて3本柱の一つである子育て支援強化策が大きな成果を上げることによって、よい方向に予想が外れることを期待しながらも、一朝一夕にはいかない、改善するまでには相当の時間を要する極めて深刻な問題であると私は受け止めております。

それから、合併時に策定した新町建設計画は、これまで三たび計画変更されましたが、歴史のある旧3町がそれぞれ培ってきた強みをベースに機能の分担を図り、町の発展につなげるため、3つのゾーンを設定し、まちづくりに取り組んできました。小野田地区は自然ふれあいゾーン、宮崎地区は生涯学習ゾーン、中新田地区は文化商業ゾーンであります。旧3町から持ち寄った総額527億円余りの膨大な新町建設計画は総合計画に組み入れられ、20年間にわたり合併特例債などの財源を有効活用しながら多くの事業を展開してきましたが、計画額から見た事業の進捗率はどのぐらいになっているのかご説明願います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。よろしく願いいたします。

新町建設計画につきましては、合併前の平成14年に合併協議会が策定して、平成15年から平成24年までの10年間で総事業費527億6,120万円の事業を計画しております。本町におきましては、総合計画との整合性を図るために平成31年に計画の変更を行いまして、令和6年度まで、今年度までの事業期間ということで延長しております、今年度、また令和10年度までの計画期間を延長する予定にしております。

また、新町建設計画に基づく事業実績につきましては、平成15年度から報告が集計されている令和4年度までにおきまして430億7,406万4,000円の実績となっております。現在の令和6年度までの事業計画費につきましては354億円ということになっておりまして、こちらにつきましては、計画に対して実績が46.3%の実績となっております、未執行の事業が現在約

190億円ほど残っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 了解しました。

次に行きたいと思います。

合併後の最大の懸案事項である庁舎建設、これは紆余曲折の末、やっとスケジュールが示されました。予定どおり工事が進めば令和10年には開庁の見通しとなりました。

後年度の財政負担や将来人口予測値などを考慮しても、新庁舎はコンパクトであることが望ましいし、ただいま申し上げた宮崎地区を生涯学習ゾーンと明確に位置づけし、新たな産業の創出など特色あるまちづくりを今後も進めていく、宮崎地区を今以上に疲弊させないためにも私から1つ提案があります。それは、教育委員会部局を宮崎庁舎に残すことであります。検討する考えはないのか、町長の見解をお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。教育長部局を宮崎支所に、教育委員会をということですね。すみません、初めていただいたようなご提案だったので、ちょっと構えていなかったものですが。

まず、庁舎に関しましては、先ほどまず冒頭いただきましたコンパクトな庁舎というもの、丈夫な庁舎というものを念頭にしていかなきゃいけないということと、やはり今、様々な担当課が分かれているということによる弊害ということもございます。ご意見はご意見として受け止めさせていただきます。今日のところはその辺にとどめさせていただきます。

ただ一方で、再三議員から今ご指摘の宮崎地区の生涯学習ゾーンといったような考えには、私は大賛成でございます。宮崎には第3種公認のグラウンドを持っておりますし、または野球場といったようなことも併設されている体育館も整備されているといったようなこと。加えて、ゆ〜らんどなどにおきましては、最近、改めて温泉成分表を見させていただきますと、あれは温泉よりも1つ格式が高い療養泉であるといったようなことも明々白々になりましたので、そういうようなこと。

つまり、先ほども言わせていただきましたが、加美町というのは、宮崎地区もそうですけれども、そのようなすばらしい施設とか観光地を持っているにもかかわらず、これまで私はPR不足という部分が非常に大きかったと思っております。ですので、既存の施設をしっかりと有効利用していくためにも、お客様がたくさん来てくれて宮崎地区の活気を呈していかせるよう

にするためにも、まず広報というものも以後しっかりと重点的に取り組んでいくといったような覚悟で今おるところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 残り時間あんまりないんで、答弁は簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

今の教育委員会部局を宮崎庁舎に残すということは、これは私も以前から考えていたことでありますし、非常に重要な問題であることは重々承知の上で質問しております。宮崎地区から何もかもなくなり寂れる一方だと、地区民の切実な、半ば諦めとも受け止められる多くの声があることも、恐らく町長はそういったご意見も聞いていると思います。時間はまだありますので、ぜひ検討のテーブルにのることを期待しております。

それから、JA宮崎支店が撤退してから1年余りがたちましたけれども、先ほどの教育長の答弁では利活用策については示されませんでしたけれども、私から1つ提案があります。

2年ほど前に、遺跡を発掘している方から次のような話がありました。毎年発掘調査をしているが、発掘した石器や土器などが倉庫に山積みになっている。ご覧になったことがありますかと。なかなか見る機会がなく、時間だけがたってしまいましたが、こういった方々の要望を真っ正面から受け止め、また、子どもたちはじめ、町内外の人たちに遺跡や遺構、発掘物を通して加美町の歴史を知ってもらうこと、町の文化財と保守、保存、継承するためにも展示するスペースを設けてはどうか、教育長の考えをお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 今いろいろお話を聞いていて、宮崎地区の活性化というふうなところで、宮崎地区にはスポーツ施設、野球、サッカー、陸上競技場、そして体育館もございます。さらには、今、柳川議員がおっしゃいました歴史的なところ、いわゆる切込焼も含めて、様々な自然、あるいは歴史の宝庫というか、そういう中で、今後いろいろ知恵を出し合うことによって、そういうふうな施設を有効活用して、子どもたち、あるいは高校生、あるいは大学生まで集められることも考えられるのかなと今考えていたところですので、今後、様々なご意見をいただきながら考えていきたいなというふうに感じているところです。今のところは以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 先ほど提案した教育委員会を宮崎庁舎に残すということで、私の提案したこういった展示スペースの管理も私はしやすくなるのではないかなと思っております。十分

に検討していただくことを強く要望したいと思います。

次に、合併以降、これまで上多田川小、旭小、宮崎中の3校の廃校に続き、学校統合をより今後、これも教育長から先ほどの小学校が廃校になるという見通しは示されませんでしたけれども、このような現象は合併自治体の大きな特徴ではないかなと認識しております。

廃校後の活用策については、一般質問でも一部の議員が取り上げてこれまで議論されてきましたが、施設が大規模であるがゆえに、なかなか活用策、方向性が見いだせない状況にあるのではないかと。

そういった状況の中で、7年前の平成29年、上多田川小廃校跡地に国立音楽院宮城キャンパスが開校されたことはご案内のとおりであります。音楽のまちづくりを提唱した前町長のトップセールスが誘致成功につながったと聞き及んでおります。現在はバイオリンやギターの製作、音楽療法、リトミックなどを学ぶ7学科に全国から学生が入学し、地域住民などの交流の場ともなっております。本町が全国に誇れる廃校校舎利活用の成功モデルとなる事例の一つと言えるのではないのでしょうか。

このような施設が身近にある中で懸念されるのが、5年前に廃校した旧旭小の活用問題であります。2年前、宮崎西部地区コミュニティ推進協議会旭プロジェクトがまとめた提案書を町に提出した際、当時の町長は、提案が実現できるようしっかり支援していく、最大限尊重すると約束されました。予定では、今年度に旭地区地域づくりセンター、前身は旭地区公民館ですが、校舎に移転し、事業がスタートするスケジュールとなっておりましたが、早々から計画は狂ってしまいました。何が要因なのか。石山町長に交代し、今年の1月末に旭地区の関係者と意見交換がありましたが、どういった話合いが持たれたのか。旭地区の取組いかんでは、今年度から活動を開始した鹿原地区の運営組織にも少なからず影響を及ぼすことが懸念されますけれども、どのように受け止めているのかご答弁を願いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長です。お答えをいたします。

まず、1点目の旧旭小学校の利活用の状況についてお話をさせていただきます。

現在、旧旭小学校の利活用につきましては、ご案内のとおり、宮崎西部地区コミュニティ推進協議会におきまして検討を重ねていただいております。令和4年8月に、2回目となります地域からの提案書の再提出をいただいているところでございます。こちらにつきましては、現在の地域づくりセンターの機能を兼ね備えながら、6つの機能を備えた地域交流の施設としていただきたいという要望でございました。その内容が、食育、体験、交流、貸出し、憩いの場、展

示。この提案の内容を受けまして、町と地域におきまして、では、実際にこの機能、6つの機能を誰がどのように運営をして、どれぐらいの利用人数を見込んでいくのか。そして、実際に改修するには保健所の許認可、また、その利活用の内容によりまして消防署等々、そういったところの規制等々の手続が必要になってございます。その辺もございまして、地域の皆様と現在もご協議を重ね、それらの課題点、そういったところをクリアすべく試行事業、そして、いろいろ当課といたしましては、関係機関と協議を重ね続けさせていただいております。

こういった状況から、当初の予定から遅れているという状況に関しましては、今年1月27日に町長、副町長、あと当課で、地域の方と懇談会の場を設けてご説明をさせていただいたところでございます。そういった遅れを地域の活動に支障のないように、令和4年度から、地域の地区の公民館を地域の皆さんが計画をつくった、その計画に沿った形で事業運営ができるように現在は旭地区地域づくりセンターと改編をさせていただきまして、地域の皆さんが積極的に活動できるような場とさせていただいております。

今後とも地域の皆さんと一丸となりまして、地域が抱えている課題解決に向け、そして活性化に向けた支援ができるように、当課としても支援を継続してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 地域の課題は地域で解決する。地域運営組織を立ち上げ、時間をかけて検討して活動を実施してきたものの、過度な期待を抱かせ、資金力のない組織に施設運営を言わば丸投げをするのは、私は当初から無理があったのではないかと。今年度に入って、協議会会長は鎌田秀夫氏から檜野孝信氏に引き継がれました。檜野会長に今後の取組を伺ったところ、時間がたてばたつほど若い人たちのやる気はなくなる。施設の雨漏れも時間の問題。とにかくやりたくても資金がない。町の方針に従うだけ。こう話しており、先々に大きな不安を抱いていることを感じた次第であります。選択肢は、私は3つしかないと思っております。町主導の活用か、そのまま放置するのか、それとも解体か。時間は待ってくれないと、そう受け止めております。

最後になりますけれども、廃校後の利活用策を地区住民は大きな関心を持っていることはこれまで申し上げたとおりであります。

昨年4月から1年間、河北新報日曜版に廃校ルネサンス、ルネサンスとは復興とか再生を意味しますが、43回シリーズで小中学校廃校後の利活用策が掲載されました。一部内容を紹介しますと、活用策は、野菜栽培、縫製工場、オフィス、交流、宿泊施設など多種多様で、

運営形態は、町からの指定管理、施設の無償賃貸、直営などであります。廃校後4年から5年以内に事業が開始され、多くの雇用者が働いている。過疎化で廃校になった学びやが、住民が関わり、企業などの進出で貴重な地元雇用の場となり、にぎわいを取り戻し、様々な形に生まれ変わっております。これなどは十分に参考になると思います。

現在、庁舎内に副町長を委員長に管理職で構成する公有財産利活用検討委員会がありますが、まずもって廃校校舎を、今後予定される廃校校舎を含めて、この利活用策というのを、私は、特命案件として検討する特命チームを委員会の中に立ち上げてはどうか提案するものですが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 西小野田小学校、東小野田小学校の、また、鹿原小学校の統合ということも決まってきました。どこどこがまずは空くのかということがはっきりしたこの時点で、今、議員からご提案いただいたことというのは重々心に受け止め、そのような方向性で考えていきたいと思っています。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） それでは、次の質問に行きたいと思います。

大綱2、マイナンバーカードをめぐる諸課題についてであります。

マイナンバーカードの交付・運用が開始されてから8年、行政のデジタル化がスタートしましたが、依然としてトラブルやミスが後を絶ちません。

国の政策であるマイナンバー制度は、カードの取得率を増やすことのみを先行し、安全性等の対策が不十分なまま、本年12月をめどに現行の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードに一本化するマイナ保険証の保険方針を打ち出しております。

福祉施設入所者等への対応が置き去りにされている中で、今後、マイナ保険証が町民にひとしく普及し、利用されるための町の対応を伺うものであります。

1点目、国が進めるマイナンバー制度とは何か。

2点目、交付状況と未取得者への呼びかけをどうするのか。

3点目、マイナ保険証を利用することによるメリットは何か。また、町民の暮らしはどう変わり、行政事務に与える影響は。

4点目、福祉施設入所者等の交付申請手続やカード取得後の管理等に多くの問題が指摘されておりますが、支障なく医療機関等を受診できるように考えられる町の対応と支援、サポート策は。

以上、4点について町長の答弁を求めますが、簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 簡潔答弁させていただきたいと思っています。

まず、マイナンバー制度とは何たるかということですが、マイナンバー、平成28年1月より行政手続におけるマイナンバーの利用が開始されております。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律といったものが根本になっております。マイナンバーカードを取得することで、身分証明書としての利用をはじめ、確定申告や年金の各種届出、健康保険証としての利用が可能となるなど、デジタル社会の実現に向け、暮らしの利便性向上と行政の効率化が図られるということが目的となっております。

2点目、交付状況に関するお問合せでした。加美町の交付状況でございますが、令和6年4月末時点で1万5,551枚、交付率は71.4%となっております。全国平均より2.3ポイントほど低い状況だということになっております。

未取得者への訴え方ということになりますと、申請はあくまで任意となっておりますが、様々な理由から作りたいのに作れない方に対しましては、町としては支援していくということが重要になってきます。これまで民間企業に職員が出向いてマイナンバーカードの申請サポートを行ったりとか、町内商業施設において出張申請受付などを行うことによって、マイナンバーカードの普及促進に取り組んできております。

3点目、マイナ保険証を利用するメリットについてということです。

全体で3つぐらい箇条書で言わせていただきますと、1つ目として、医療機関における受付の自動化がございます。

2つ目としましては、窓口では本人負担が限度額までとなりますが、あわせて、重度障害をお持ちの方に適用される医療費助成の申請も不要となってきます。

3つ目として、転職や就職、転居等に伴う保険証の更新や国民健康保険や後期高齢者医療保険における定期的な更新も不要となります。

4つ目としましては、マイナポータルから過去の自分の診療情報を閲覧することができるようになります。

5つ目としては、確定申告における医療費控除をオンラインで利用が可能になるといったようなことが5つのメリットということになります。

4点目に行かせていただきます。

福祉施設入所者等が支障なく医療機関等を受診できるための対応と支援策についてお答えし

ます。

マイナ保険証を利用できない方には資格確認書を交付することとされており、医療機関を受診する際には、資格確認書を持参していただくことでこれまでどおり支障なく医療機関を受診することが可能となってきます。

また、福祉施設に入所されている方が介護保険要介護・要支援認定申請書を提出する際に、福祉施設職員の方が代理申請することがあります。申請書に記載されている医療保険の被保険者証番号を確認する必要がありますので、資格確認書をご持参いただいで手続を進めることができるようになります。

福祉施設入所者等がマイナ保険証の利用を希望される場合などには、マイナンバーカードの交付申請が必要となりますので、町民課との連携を図り、支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今、町長から説明があったとおり、特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバーは、赤ちゃんからお年寄りまで、本人が希望する、しないにかかわらず、一生涯ついてまわる全ての国民に割り振られた12桁の個人番号と私は理解しております。

全町民に通知カードが届いてから8年ほどたちましたけれども、この間、マイナンバーカードをめぐるトラブルが相次ぎ、多くの町民が不安や不信感を持ったことは想像に難くありません。本町のカード取得率、先ほどの説明では71%台とのことでしたが、普及のためのマイナポイント付与事業もありました。8年経過してのこの数字を論ずる考えはありませんが、一番大変だったのは、通常業務をしながら膨大な量のカードの申請受付、交付、それから相談業務などに当たった町民課はじめ、窓口対応した職員の皆さんではなかったのかと、仕事とはいえ、本当に頭が下がる思いであります。

今後、カードの普及とともに懸念されるのが、紛失したときのことです。届出先はどこか、どういった手続が必要なのか、簡単に結構ですから説明をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

まず、マイナンバーカードをなくしたと気づいたときには、マイナンバー総合フリーダイヤルというのがございまして、電話番号を申し上げますと0120-95-0178です。これは365日24時間受付でございまして、そちらのほうに連絡をして一時利用停止を図ると。それで、見つかった場合、または、なくしてしまってどうにも見つからない場合等々につきましては、また町民

課に行って再利用または再発行というような手続を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 私自身も数年前にマイナンバーをつくって、これまで特に必要もなく、生活上も困りませんでしたけれども、今回一般質問するに当たってカードに健康保険証をひもづけすることにしました。町民課職員のアドバイスをいただきながら10分ほどで完了して、間違いなく紙の保険証と同様の情報がひもづけされていることを確認した次第であります。後日、医療機関で受診した際は、スムーズに受付、診療、診察が済んだことをこの場で報告したいと思っております。

カードのメリットについて先ほどお話がありましたけれども、いずれはカード一枚で何でも用が足せる個人情報満載の万能カードのように思いますが、国のセキュリティー対策は本当に十分なのかどうか、多くの疑問を持たざるを得ません。

国全体でのマイナ保険証の利用率が直近で7%に達していないとの報道がありましたが、先ほど説明があったカード取得者7割のうち、国保加入者のマイナ保険証保有率はどのくらいになっているのか。また、資格確認書の発行対象者と期限はあるのか、この辺ご説明をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

国保の加入者のマイナ保険証の取得状況につきましてご説明いたします。

令和6年4月15日現在の数値になりますが、被保険者数4,684人のうち、マイナ保険証登録者2,830人となりまして、取得率は60.4%となります。

次に、資格確認書の交付対象者についてでございますが、保険者として発行するということもございますが、マイナンバーカードを取得していない方、また、マイナンバーカードを保有している方で健康保険証のひもづけを行っていない方、次に、申請によりまして資格確認書が交付された要配慮者の方で資格確認書を更新する場合といったことなどが挙げられます。また、本人の申請によりまして交付が想定される場合ですが、介助者等の第三者の方、この場合、例えば、介護施設の管理者等になりますが、要配慮者に同行して資格確認書を補助する必要があるということでマイナ保険証の医療機関等の受診が困難な場合などが挙げられます。

次に、資格確認書の有効期間についてでございますが、5年以内ということで各保険者が設定するというようになっておりますが、加美町としましては、従来の保険証と同じ1年間という期間で考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 先般、町内老人ホームの管理者にマイナンバーの取得状況を伺ったところ、入所者家族の承諾をもらわないとできないし、カード申請が難しいと。ほかの施設の状況を見ているところだというお話がありました。また、別の施設では、どこの施設でも入所者の保険証を預かって管理している。カード取得後の管理が大変だというような対応に戸惑っている状況でありました。

一方、障がい者家族から次のような要望がありました。病院から年内に手続きしてくださいと言われた。なかなか窓口に行けないので、近場で集まれるところに来ていただければ本当に助かりますと、こういうお話でした。ぜひ、先ほど町長の答弁にもありましたように、福祉施設入所者同様、障がい者ご家族に対してもサポートしていただきたいと思いますが、最後に、再度一言、力強い支援サポート策をお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

特養老人ホームですとか、グループホーム等の高齢者施設同様に、障がい者施設におきましても、職員が出向きましてマイナンバーカードの申請サポートの支援を行ってまいりたいというふうに考えております。障がい者の家族の皆さんの要望に対しまして、町民課、保健福祉課が連携を取りながらしっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 以上で終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、3番柳川文俊君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。11時15分まで。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩前を閉じ、再開いたします。

次に、通告2番、8番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔8番 伊藤由子君 登壇〕

○8番（伊藤由子君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

最初に、放射性廃棄物の圏域外処理について。

農林業系放射性汚染廃棄物圏域外処理に関する予算は第1回定例会で既に認められていますが、課題がなくなったわけではありません。今後は、この事業が令和8年度までの3年間、安全に実施されるかどうか注視していく必要があると考えます。

第1回定例会一般質問の答弁では、まだ事業が始まっておらず不明な点が多々あったため、事業が始まった今、改めて以下の点についてお伺いします。

1、8,000ベクレルパーキログラム以下の農林業系廃棄物の圏域外処理についての町の解釈は。

2、圏域外処理を希望した酪農家への説明は。

3、圏域外処理、現在の状況は。

4、搬出・運搬等の作業時や処理時の安全確保及び事業期間の安全確保策は。

以上です。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 伊藤議員からは、放射性汚染廃棄物の圏域外処理について、4項目のご質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、1つずつお答えさせていただきます。

1点目、放射性汚染廃棄物の圏域外処理についてに關しまして、圏域外処理について町の解釈についてお答えさせていただきます。

過去の宮城県市町村長会議での合意事項内容は、市町村ごとに地域事情を踏まえて処理を進めることとしたものであり、圏域外事業者を活用した処理もまた一つの処理方法であると認識しております。そうした中で、受入れ可能な事業者、受入れを承諾いただきました自治体に感謝しておりますし、そして、何よりもこれまでご自分の敷地内に一時保管している農家の皆様の負担を軽減できるめどが立ったと私自身考えております。

2つ目としまして、圏域外処理を希望した酪農家への説明はどの質問にお答えします。

担当職員が一時保管場所再確認及び検体採取を実施するため一時保管農家宅に訪問した際に説明を行っております。搬出し処理することについて、一時保管農家の方々からは了解を得られたものと考えております。

3点目、県圏域外処理の現在の状況についてお答えいたします。

利用自肅牧草及び乾燥シイタケにつきましては、5月から事業者への搬出が始まっております。

す。また、ほだ木につきましては、ほだ場等でフレコンバッグに詰め込み作業を行っている状況で、その進捗状況により事業者への搬出を開始する予定です。

4点目、搬出・運搬等の作業時や処理時の安全確保策及び事業期間の安全対策についてお答えします。

安全対策につきましては、利用自粛牧草と汚染ほだ木とともにフレコンバッグに封入した状態で積込みを行い、空間線量を計測した後に処理施設に運ぶこととしております。輸送する車両は、飛散防止対策を講じるなど安全対策には万全を期しております。

以上になります。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 最初に前置きとして、実はこの放射性廃棄物は、本来ならば国及び東電が処理すべきものとなっております。それが発生県で処理することになり、さらには圏域外、圏域内または市町村自治体で処理するというふうに、責任の主体が転嫁されてきていることが私は問題だと思っております。そういったことを踏まえた上で再質問をさせていただきます。

今、町長から前回と同様に、圏域外の事業者を活用した処理まで制限したものではないというふうに前回は答弁されていらっしゃいましたが、実は県は、大崎が混乱して確認したところ、県は情報提供しただけであって、決定とか判断はあくまでも自治体ですというふうな答弁をしているんです。そういったことを確認したことによって、実はそんな意味からも、加美町が決定した、圏域外処理を行うことについて加美町が決定したというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

ただいま伊藤議員おっしゃったとおり、大崎市と同じでございます。加美町におきましても県から情報提供を受けました。それをもって、そういう情報提供を受けましたということを町長に伝え、町長が加美町におきましても圏域外処理というものを処分の一つとして選択をするという判断をしたということでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ということは、加美町が判断したことによる責任は大きいというふうに思います。これから何か起きたときに負う責任も大きくなるのではないかなというふうに私は考えます。

では、2つ目、一時保管農家に訪問して、場所の保管状況とか、濃度測定のための検体を採取して確認しましたというふうな説明を前回いただいております。今も町長がおっしゃったように、了解を得ておりますというふうな説明だったんですが、前ははまだ予算も決定していなかったんで詳しい説明はしなかったというふうにたしかおっしゃっていました。今回は予算決定後に5月から開始しているはずですので、詳しい説明というのはどういう説明だったのかお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

今回、圏域外処理をする牧草を保管している農家の方々に対しまして、文書でもって、400ベクレルを超える汚染牧草につきましては圏域外処理をいたしますという文書のほうを発送しております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 文書で、5月から開始する前に当該の酪農家の自宅に届くように文書でお知らせした、通達したということかと思いますが、それについての反応は何か、11件中1件もなかった、全員から何の反応もなかったのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

今回、汚染牧草を保管している農家の皆様方は、とにかく早く処理を望んでいる状況にありまして、特に、この圏域外処理に対して農林課のほうに特にお話、連絡といったものはございません。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 実は、前回にとっても大事な発言があったかと思うんですが、処理工程や管理基準について、法令上問題のない処理方法であると確認していますというふうな答弁がありました。処理工程の一例について、あるいは管理基準の一例について紹介していただけないでしょうか。法令上何の問題もない、問題があるようなやり方ではないというふうにはっきりおっしゃっていらっしゃったので、そういった一例について説明いただけないでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長でございます。

その工程上というところで、詳細につきましては受入れ事業者の特定にもつながるので具体的な話はできませんけれども、基本的に搬送する際には、積込みを行ったトラックが閉鎖された状態で運搬し、処理する施設におきまして運搬されたものの空間線量等を測りまして、それで処理する際には、大崎広域さんでやっている処理と同じように、放射線量等の度合いを調整しながら混焼して処理しているということで、その施設では常にモニタリング調査というものを実施し、所在する自治体のほうに報告しているということでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今説明がありましたが、具体的なお話はできません。けれども、きちんと大崎広域がしているように、トラックを閉鎖した上で空間線量を測った上で運搬してもらっている。

それから、1つだけ分かったことがあります。混焼して処理をするというふうな、大崎広域のやり方と同じだというふうなことが今ありましたので、混焼という方法なんですね。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） はい。その施設内で、運ばれたものの濃度を常に監視できる状態で処分しているということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 先ほど話したように、処理の工程も管理基準も法令上何の問題もないということがとても大きいことだと思うんですが、それについて、例えば、開示請求が加美町にありましたけれども、資料をお願いします。傍聴資料にもありますが、このように、なぜかまっくろくろすけでした。この中で、何の瑕疵もないというか、問題もないけれども、実は業者とか自治体とかの特定につながるおそれがあるかもしれないからというふうな、大崎ではそういった理由から開示資料についてはあちこち黒塗りでしたが、加美町は2ページにわたって真っ黒でした。ちょっと残念だなと思います。それで、この資料はもうこれでいいです。

それでは、先ほどちょっと説明もありましたが、町民課長さんにお伺いします。

圏域外処理の現在の状況ということで、5月から開始されているはずですが、5月から10月まで、1か月10トンずつという予定になっています。そのときの出発時間とか、あるいは、その際の安全確保対策とかについて再度ご説明いただきたいと思います。前回たしか通学通勤時間帯は避けて車が運搬するようにしたいというふうなお話がありましたので、もっといろんな酪農家さんについても説明の折の安全対策があったかと思いますが、運搬までの安全対策につい

てちょっと説明をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

前回ご説明しましたとおり、通勤時間、通学時間を避けた午前中のうちに積込み作業を終了して、町からその車両が出ていっているという状況でございます。

それで、積込みする際には、フレコンバッグに封入された空間線量を積込みした際にトラックの前後、横というところで測定しまして、その数値を確認した上で搬出している状況でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） では、空間線量についてちょっとお知らせください。トラックの前と横とか測ったということなんですが、お願いします。

それから、加美町はきっと、私は、ほかの自治体よりはフレコンバッグに包んでいるので空間線量は少ないかとは思いますが、その点についてもお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 空間線量の数値を申し上げます。

前後、前と後ろは0.04から0.05マイクロシーベルトでございました。あと側面につきましては、横ですね、0.05から0.07マイクロシーベルトで推移といたしますか、数値が出ております。ちなみに、その敷地内は0.03から0.05マイクロシーベルトということで、問題がないものと思っております。

また、これも前回もご説明いたしましたが、フレコンバッグ、もう二重になっているんです、耐用年数等の関係もございまして。そういったところで、放射線量が漏れ出すというようなことはないのだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 空間線量が普通の役場とか各地域で測っている線量と同等か、それよりも少ないという感じが、今お聞きして、すごく、そうだったんですかという感じがあります。というのは、ちょっとだけお話しさせていただくと、隔離保管というのが今一番、より安全な方法として推奨されているんですが、隔離保管するにも、加美町のようにフレコンバッグに5年ごとに詰め替えて二重にしてというのはほとんどないんです。まあ、福島ではやっています

が、大崎管内ではほとんどないかと思えます。そういったことから、私は、フレコンバッグに包んだということの対策は、とても、より安全でよかったんだなというふうに、そのところだけはみんなで理解、認識していきたいなと思っています。

それでは、今、空間線量があったんですが、特に当該酪農家さんたちに対する防じんマスクをするとか、防護服を着るとか、あるいは手袋についてはこういったものをとか、立ち会った人というのは何人くらいで誰だったんですか。そういう対策についても伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

積込みを行う際、立ち会うということで役場の職員が、農林課の担当職員、あと町民課のほうでは担当の係で立ち会ってございます。

あと、そちらの実際のトラックに積込みを行う職員等々については、特に防じんマスク等々は、私たち立ち会う職員もそうなんですけれども、防じんマスクとか防護服というのは着ておりません。着ていない理由は、先ほど言いましたように、フレコンバッグで二重に包装されているというようなところからしていないということでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今の説明で、特に大げさな防じんマスクも防護服も着ないで立ち会ったというふうなお話がありました。ちょっと時間がないので。

実は、これから令和8年まで続くということですので、だんだんその線量はもしかしたら減衰していくかもしれませんが、でも、やっぱり何が起こるかよく分かりません。実は、放射性物質の管理処分の基本原則というのがあります。1つは被曝を最小化する。2つ目は生活環境汚染を最小化する。3つ目は住民とか町民の負担を最小化する。その3つの原則があります。この原則を守っていただくよう、令和8年度まで、みんなで気を緩めることなく、各相手があることです。自治体の向こうの環境汚染、あるいは住民への被曝等々もないとも限りませんので、ぜひ安全管理を十分していただくようお願いしまして、この件は終わりにします。

では、2つ目の質問に移ります。

新庁舎建設候補地の基本的な方向性と安全性。

令和6年5月15日の全員協議会で加美町新庁舎整備に関する基礎資料（案）が示されております。新庁舎建設の基本的な方向性及び安全性について、改めて以下の点について伺います。

1、防災性について十分な耐震性の確保とありますが、現時点での対策は。また、電気・水

道が停止した場合の行政機能を一定期間維持するための対応策は。

2、建設コスト、維持管理コストの削減についての対策は。

3、脱炭素社会実現に資するための対応策は。地球温暖化対策室もあることですので考えていただけたらと思います。

4、前回の一般質問で提起した建設候補地の地質について、国土地理院の土地条件図で確認すると候補地の安全性について不安が残るため、建設に当たり改めて実施する予定の調査はあるのかどうかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 大綱2点目としまして、新庁舎建設候補地の基本的な方向性・安全性についてご質問いただきました。項目にしまして、小項目で4点いただきましたので、1つずつお答えさせていただきます。

1点目の新庁舎の防災性、耐震性の確保、電気や水道が停止した場合の行政機能の維持に関する対策について、質問にお答えさせていただきます。

耐震性につきましては、国土交通省で定める官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に準じて、建物の重要度係数を採用し、地震に対する耐震性能を通常の1.5倍とする計画になっております。また、天井や照明器具の落下防止、トイレや水道などの配管が被害を受けないような対策を行うこととしております。

また、停電や断水への備えとしては、非常用発電機設備の設置、太陽光発電設備による電源の確保や水道水を一旦ためておく受水槽の容量について、停電、断水発生後、おおむね3日間程度は業務が継続できるような計画となっております。

2点目、建設コスト、維持管理コストの削減についての質問にお答えいたします。

建設コストの削減につきましては、今後、基本設計の中で検討していく内容となります。一方で、一般的に流通、製造されている資材の使用やあらかじめ工場などで組み立てられたユニットを運び込む方法など、納品調達期間あるいは現場作業などを減らすための設計施工方法を考えております。

また、維持管理コストにつきましては、建物の断熱性を高めること、太陽光発電など再生可能エネルギーの利用、地中の熱を利用した空調設備など、消費するエネルギーを減らすことが光熱費の削減につながるほか、将来的なメンテナンス作業を減らす工夫として、例えば、掃除がしやすい床材での施工、ひび割れや剝がれ落ちたりしない外壁材を使用するなどの方法が想定することができます。

いずれにしても、平面的に、また、外観においてもシンプルで堅実な建物とすることが建設費用や維持管理コストを抑えることにつながるものと考えております。今後、基本設計に当たり、コスト面も考慮し、設計を受注される事業者と協議し、進めていくこととなります。

3点目の脱炭素社会実現に資するための対応策についてお答えいたします。

建物の建設時、また、完成後の維持管理においても、二酸化炭素の削減は考慮していくべき課題となります。前の質問でも触れさせていただきましたが、建物の断熱性を高めることで使用される冷暖房エネルギーを大きく減らすことができます。国土交通省で定める官庁施設の環境保全性基準においても、建物を新築する場合には、これまでの建物のエネルギー消費量の基準に比べ4割削減するように定められております。

新庁舎につきましては、従来からエネルギー消費量を5割削減する目標で基本設計を進めてまいりたいと考えております。また、LED照明、太陽光発電による再生可能エネルギーの利用、地中の熱を利用した冷暖房、熱交換タイプの換気設備など、省エネルギー化が図られるような設備を検討していきたいと考えております。

4点目の建設候補地の地質について、国土地理院の土地条件図で確認すると候補地の安全性について不安が残るため、建設に当たり改めて実施する予定の調査はあるかとの質問にお答えいたします。

国土地理院や防災科学研究所のホームページで公開されている土地条件図などの資料を見ますと、庁舎建設地は谷底平野・氾濫平野と分類されていることから、ご心配な側面があつてのご質問と推測いたします。

平成22年に実施しました建設地に関わる当時の測量設計業務において、ボーリング調査による地盤の支持力や地層のサンプルを採取しての地質確認などを行い、それらの調査結果を基に軟弱地盤対策の検討を行ってまいります。現時点において必要な調査は完了していると判断しておりますが、基本設計、実施設計を進める中で必要な調査が生じた場合は、適宜対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 1番から4番まで丁寧に説明をいただきました。

それでは、耐震性の確保については、耐震強度をきちんと取っていくようにしていくというふうなお話が今ありました。

資料をちょっと出していただけたらと思います。これちょっと見えにくいんですが、これは、

加美町独自の危険度、地震防災マップです。これについて注釈が幾つか載っているんですが、ちょっと後で大きく、もうちょっと大きくしてもらおうと、見えないかな。注釈があるんですが、その注釈には、宮城県沖地震は37年ごとに繰り返して起きている。今後30年間の発生確率は99%と言われている。3つ目が震度、7.6マグニチュードを想定しているという注釈がこの地図には書いてあります。

主として、建設予定地の矢越付近の状況等々について町のほうから、これは加美町が独自で作ったマップということなので、説明をいただければと思います。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 新庁舎整備室長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 新庁舎整備室長でございます。

ただいまのは加美町の地震危険度マップでございます。これにつきましては、宮城県で作成しております地震被害想定、そういった調査書を基に各市町村で作成しているものでございます。これにつきましては、この地域のいろいろ建物の配置等々、それから文献の自然的条件から見て、建物の倒壊する割合を予想したものでございます。今後建てるというとか、そういったものが強いイメージではなくて、住んでいる皆様の防災意識、地震に対する防災意識の高揚を図るという意味で、そういった面が強く出されて作成されたものでございます。ここに示しております中新田地区におきましては、危険度1から危険度3というところで主に配置されておりますが、これまでの予想につきましては、そういった倒壊率が1%から3%の確率で倒壊する確率が予想されているというふうな内容でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 加美町独自で詳しく作っていただいたというふうにおっしゃっていましたが、これは、西田地区の加美町役場本庁舎、中新田地区は危険度2くらいでということに解釈してよろしいのでしょうか。そして、建設予定地の場合は危険度3か危険度4というふうに解釈していいのでしょうか。ちょっとよく分からないので教えてください。

○議長（早坂忠幸君） 新庁舎整備室長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 新庁舎整備室長でございます。

現在の庁舎のところは、こちらの段階では危険度1というところで考えてございます。それから、現に定められている庁舎の箇所につきましては危険度3。

ただ、いろいろ現在の建っている建物そのものをいろいろ予測したものでございますので、例えば、建物が昭和30年代、昭和40年代のものが多いうところは当然危険度が高く予想に

なりますし、比較的町場の中でも新しい建物がたくさんあるようなところは、そういうところは危険度は1というところで低くなっている、そういったものを表しているというものでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 前回私が使用した資料は2019年のもので、実は2020年版というのは東日本大震災の後に復興予算で見直しがあったものなんだそうです。私の使用したものは古いものであるというので削除を命じられて削除しましたが、直接このことを担当した東北学院大学の若松教授と通信をして、直接お話をして確認しました。結論ですが、西田一番と矢越は、同じ後背湿地ではありますが、矢越のほうが後背湿地の真ただ中で、地下水位が地表から1メートルと浅く、地盤条件が悪いと思われるということでした。明治、大正の頃は深い田んぼだったのではないかというふうなこと。それから、そこに盛土して造られた土地なので液状化する可能性が高くなるというお話でした。

先ほど耐震のマップ、地震防災マップでもちょっとありましたが、ということで、水道管などの損傷、駐車場や周辺の道路の液状化が起こると予想されるというふうな若松教授からの説明があったんですが、これについてはどうお考えでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 新庁舎整備室長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 新庁舎整備室長でございます。

地盤の関係あるいは液状化というご質問でした。

中新田の町地区全体なんですけど、もともとの地理条件、地形条件を見ますと、先ほどありました後背湿地ですとか、あるいは氾濫平野・谷底平野というふうな分類になっております。この部分につきましては、おおむね1万年ぐらい前から、いろんな洪水なり、そういったものが繰り返して、いろんな土砂が堆積していたというふうに通常言われております。そういった箇所については、やはり地盤が軟弱であるとか、そういった地下水ですとか、そういったものが多く見られるというところですので、文献的には、中新田の町地区とか、矢越地区とかというんじゃないで、やっぱりそういった地理的条件の上にあるというところでございます。

ただ、実際に建設というふうになりますと、先ほど町長が申し上げましたとおり、いろんな地質データというものをそろえて、それを設計に反映して、構造的なものでもそうです、そういったものに反映して造っていくということになりますし、地盤においても、どうしても地下水と土の関係で液状化というものが心配されるわけですから、よく一般的な住宅でも、ほとん

ど多分盛土工法とか、そういったもので土によって沈下させて、ある程度沈下もさせながら建てていくというふうなものがほとんどだと思います。そういった工法も取り入れながら進めていくというところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） そういったことは、もうデータ上、既に知り得ていることなので、それには対処していくというふうなお話でした。後でもまたちょっと触れますが、最初にちょっとだけ、建設コストと維持管理コストについてちょっと触れさせていただきます。

昨年の概算資料を見ていたんですが、2024年3月5日に出した概算資料、国の資料があったかと思うんですが、くいはいずれの土地に立てても、西田であろうとも、矢越であろうとも、規模は決まっているので182本である。金額は、経費的には6,705万8,400円ぐらいの差があるというふうな資料でした。今後、今の状況を考えたら、こんな予算ははるかにオーバーするのではないかなというふうに思いますが、これについてのコストの抑制についてどう考えているのか、ちょっと、先ほども説明はちらっとありましたが、再度お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 新庁舎整備室長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 新庁舎整備室長でございます。

ただいま、くいの話がございましたが、前の答弁でも、やはり13メートル、14メートルなり、17メートル、18メートルなりのくいが必要だということで、コスト的には、多分くいの長さというのは10メートルスパンなので、どうしても20メートル分の資材は準備しなきゃいけないんで、そんなに、それほど10メートル以下と10メートルを超えるような部分ではそんなにコストの差はないというふうな説明したかと思えます。

ただいま、すみません、ちょっと6,700万円という話でしたが、私のちょっと前の記憶では、500万円だか600万円ぐらいだったような、ちょっとすみません、でした。（「丸っこ1つ違うんだな」の声あり）ええ。というところでした。それでも、それぐらいの差は、どうしても打ち込みとかありますので、出てくるというところでございます。

それから、コストの削減につきましては、当然これまでも申し上げましたとおり、コンパクトにシンプルにというものを目指したいということで、文字のとおり、飾り気のない、流面系、曲線系等のないような、いわゆるシンプル、イコール頑丈なというふうなイメージで今のところ思っております。あとコンパクトというふうなものに関しましても、やはり今言ったようなことで考えていきたいと思えます。

コストについては、様々な削減というものがあります。外壁材を単発でいろいろ貼るんじゃないけどもともともう組み立てたものを使うとか、あとは天井でも、いろんな照明器具ももともとセットになったものを使うとか、作業数を減らせばその分コストも減りますので、そういった部分を、様々な部分を積み上げて考えていきたいと思っております。

ただ、いろいろな環境に配慮する基準であったり、あとは様々な施設設備、DXであったり、そういった部分の変化も、いろんな今後の業務の変化もかなり出てきますし、あと本当に将来の維持管理コストというふうなものを考えた場合に、地下熱、地中熱、地下水を利用するのか、そういった部分も出てきますので、もし将来的にわたって維持管理コストが下げられるというふうなこともあれば、若干の建設費用、初期投資、イニシャルコストというものは、若干やむを得ない部分もあるのではないかなというふうには考えております。何せまだ基礎資料の案の段階ですので、今後いろいろ基本設計に入る中でその辺はしっかり考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） すみません、数字を読み間違っておりました。議員のほうから540万円ぐらいの差でないかというふうなお話があり、町の資料は670万円ほどだったのでしょうか、という桁を間違えました。ごめんなさい。

というふうな差がありますが、今お話しのように、また大きく変わるおそれもあるだろうということで、それについては検討していくというふうなお話でした。

それから、基本的な方向性・安全性のあの資料の（4）事業費及び財源とあって、②にコストの抑制に関連して事業費及び財源に現庁舎解体費とあります。現庁舎というのは、本庁舎とか、車庫とか、倉庫が解体予定になっていますが、それを、本庁舎を活用するというふうな考えはないのかどうか。活用することによる何らかの不利益ってあるのかどうかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 新庁舎整備室長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 新庁舎整備室長でございます。

これまでもいろいろ何か町民の利用施設であったり、あるいは何か行政機能の中でも書庫であったり、そういった部分というふうなお話もございましたが、なかなか、耐震構造には十数年前にしたんですけれども、やはりそれ以外のコンクリートそのもののゆがみですとか、そういったものの劣化等というのがございます。当然、耐用年数自体は鉄筋コンクリートで大体65年ですので、もうそれらに近くなるというところがございます。さきの議会でも答弁申し上げましたとおり、合併特例債で費用が賄えるという期間のうちに解体までするのが妥当ではない

かというふうな考えでいるというところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ③に関して、説明の中に、加美らしさの構想というのがあったんですが、加美らしさとは何なのか、具体的に言えばどんなことを構想していらっしゃるのか、説明いただけたらと思います。

○議長（早坂忠幸君） 新庁舎整備室長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 新庁舎整備室長でございます。

加美町らしさという総体的な表現で今、示しております。具体的には、これも基本設計あるいは建設委員会、住民ワークショップ、町民ワークショップというところで、いろんな意見を聞きながらやっていくわけですけれども、差し当たり今のところ示しているのは、どれぐらいの規模になるか分からないんですけれども、当然、脱炭素社会に向けた木材利用の促進という法律がございます。その中で、ある程度いろんな内装とか、木材を利用することに努力しなければならないというふうなものがございますので、今のところは、そういった加美町産木材の利用というふうなものを基礎資料案に載せてございました。

ただ、いろいろ加美町らしさというと、かなり今のところ大きな枠ですので、いろんな、町民憲章にあるような町の木、町の鳥、町の花、町の魚というふうなものを取り入れるのか、あるいはいろんな自然ですとか、あるいは文化芸能、虎舞ですとか、ぼのぼの、そういったものを何かのいろんな配置するのか、そういったものは、今後いろいろ委員の皆様、町民の皆様といろいろやり取りしながら構築していくのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） どちらに建てるにしても、そういった加美町らしさを表現していくことは大事かと思えます。期待しております。

それでは、最後に、再度資料を見ていただきたいんですが、これは新庁舎建設候補地の国土地理院の地図です。これは、凡例を見ますと、数値地図を見ていただきますと、矢越地区は、先ほども町長から説明あったかと思いますが、谷底平野・氾濫平野となっております、河川の氾濫により形成された低平な土地という説明が矢越地区です。それから、西田一番のところは、人工地形となっていて、盛土された土地、積立て地となっていて、低地に土を盛って造成した平たん地、水部を埋めた平たん地というふうな説明があって、明らかに後背湿地の部分が

真っただ中であるという若松教授の説明のとおり、緑色になっているのが建設予定地です。

町民のアンケートを見ますと、ほとんどが、一番心配の多かったのは、安全な場所に、環境上、それから災害上、心配のないところにとというのが一番大きな意見でした。私の資料は取り方が公平でないということがあり掲載できませんでした。大変残念なのですが、住民の意見、130人分の意見は聞いてまとめてありますが、その意見については、取り方は公平でないところもあったかもしれませんが、全員の意見は集められませんし、聞いて歩いた人たちの意見は本当に率直な声だったかと思えます。

そういった意味で、谷底平野・氾濫平野って、ほとんどがそんなに差がない、加美町のあの辺一帯は、災害があると災害被害が起こりやすい場所というふうに言われていますが、前回の質問の際に、バツハホールであろうと、住宅地であろうと、中新田中学校であろうと、特に心配だからって建てないわけにはいかないですよ、何らか工夫して使っていく必要がありますよねと町長がおっしゃっていましたが、バツハホールについては、やっぱり下水管というかが曲がってとか壊れてトイレが使えなくなったことがあったそうです。それもやっぱり地下水脈が1メートル前後のところにあるという矢越地区の原因が大きいのかと思えます。大工事をした、10万円、20万円の金額ではなくて、大工事をしたということをお聞きしました、直接それから457号線沿いのM会館についても、皆さんご存じのように、東日本大震災の折も、その後の震災においても、地盤沈下による敷地、建物がかしいだり、ひびが入ったりということが度々繰り返されている。それから意見の中にもあったんですが、お寺のそばのレストランの工事の際は、80センチメートルまでも行かないうちに水がどんどん湧いてきて、すごくその辺の水をくみ出して、くみ出して、周りの人たちにも迷惑をかけたというふうな声もちゃんと載っております。

それで、再調査の予定はあんまり考えていないというふうなことが今お話しされましたが、本当にそういうことでもいいのかどうか。過去のボーリング調査の結果について説明する必要はせめてあるのじゃないか。若松教授も、再調査は、私たちが明治、大正時代の資料を基にしてやっているのだから、再調査の必要はあると思いますとお答えになっておりました。ぜひ調査を再度する必要があるかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 新庁舎整備室長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 再調査というふうなご質問でございました。

いろいろ提示されている文献、これに、そういった自然条件、土地条件というのがどうなっ

ているかにかかわらず、いろんな公共施設、道路もそうですけれども、必要な地質調査、地盤調査というものは行うということになっております。そういった調査を平成22年当時にもうしているというところがございます。いろいろご心配な面というものがあるというふうなことは重々承知しておりますので、町のそういった過去にあった資料、ボーリングデータ調査、あとは造成設計調査というものをきちんとホームページのほうに公開しております、その中で公表しているというところがございます。

あと5月、今月もですが、新庁舎建設だよりというものを町の組織の中の新庁舎整備室というサイトに掲載してございますが、その中でボーリングデータの地質調査の結果もこのほど載せておりますので、その辺ご確認いただきたいと思います。

また、あと先ほどの土地条件図につきましては、確かに現庁舎の位置は盛土・埋立地というところで長年たっていますので、当然その表面の1メートルなのか、2メートルなのか、その辺はもうかなり地盤的には安定しているということは確かだと思います。ただ、それ以前は、盛土、埋立てする前は、やはり後背湿地ですとか、氾濫平野という部類になりますので、そもそも、先ほども申し上げましたけれども、1万年前から繰り返し氾濫した地層、地理的には沖積層と呼んでおりますけれども、そういったところで同じ条件でありますので、そういったところを含めて、これまでもいろんな建物ありますし、今後の庁舎も含めて、そういったボーリングデータの結果を基に、それからいろんな構造基準であったり、当然、建築確認も当然許受けるものですから、そういったものもきちんと順番を追って進めながら安全な建物を建てていくというふうなことでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 平成22年にきちんと調査している、そういったデータもある。それを皆さんにお知らせするべく、きちんとホームページ等々にも載せているというふうなお話で、今後も検討の余地はあるというふうにお伺いしましたが、住民への不安はこういったことで解消できるとお考えでしょうか。とても心配になっているという、前の私が130人分のアンケートを集めたときの資料は、町長さんにおあげしたとき、これを見て、もう一回いろいろ考えさせていただきますというふうに、すごい前向きな発言をいただいておりますが、町長、住民の不安に答えるということで、住民への説明会をするということについてはどうお考えでしょうか。する必要はあるかと思いますが、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。伊藤議員から頂いたアンケートに関しましては、目を通させていただいております。そして、やはり様々なご懸念というのが住民の方々も持っていたらっしゃるというようなこと、それも理解しています。ですので、もちろん、これからヒアリング、またはワークショップといった、繰り返される中で、そこは住民の皆さんの声というものを聞く機会というのが当然に出てきます。

さらに、先ほど再三再四コストはという言葉がありましたけれども、もちろん安全安心につながるような、例えば、地盤をどうしていくかといったことに関しましては、その部分をしっかりと最新の方法論とかも、私は専門じゃありませんからあれですけども、方法というものもあるかと思しますので、しっかりそこら辺を基礎設計や実施設計の中で組み込んでいって、この地盤というもののご心配というのを払拭できるようにしていきたいというふうに考えております。

あと、この頂いた資料を今見ているんですけども、これは盛土として人工地という部分に、今回これは矢越の部分盛土していますから、また、その地目見ると田んぼになっているからこのブルーになっているんじゃないのかなというふうにも思いますので、いかがでしょうか、その部分は。ちょっと私この資料がどうなのかというのは分かりませんが、地目田んぼですよ。ですから、このような谷底平野・氾濫平野と分類されているのかなというふうにも見えました、そこはちょっと私自身の感想を述べただけです。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 地盤改良の必要性はどうなのかということ、地盤対策をしていくのかどうかということが1つ。それから不安を解消するために、条例上こうなっているからとそれを進めてしまっているのかどうか。説明会を丁寧にしていく必要があるのではないかとこのように思いますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、最後に一言お答えいただいて、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 繰り返しになりますけれども、様々な局面でご説明ということは、これから幾度もすることになるかと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、8番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。13時まで。

午後0時15分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告3番、12番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔12番 一條 寛君 登壇〕

○12番（一條 寛君） では、通告に従い、3問質問させていただきます。

1問目、軟骨伝導イヤホンの導入について。

軟骨伝導は、耳付近の軟骨を振動させることで音を伝える技術です。耳の穴を塞がずに明瞭な音が聞こえるほか、骨伝導と比べ音漏れが少ないと言われています。

自治体や金融機関の窓口などで、高齢者や難聴者のために軟骨伝導イヤホンが導入され始めていますが、町で導入する考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 一條議員からは、軟骨伝導イヤホンの導入についてのご質問をいただきました。

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

軟骨伝導は、人が音を聞く仕組みとして、気導と骨伝導に次ぐ第3の経路と言われています。軟骨伝導の仕組みを使ったイヤホンは、通常のイヤホンや骨伝導と比べ、耳の軟骨付近に軽く添えるだけで音が拾えるため、痛みや音漏れが少なく、音が立体的で聞こえやすいことや、穴や凹凸がない形状で衛生的であること、補聴器に比べ安価であることなど、利点が多々あるようです。

自治体においては、住民窓口や福祉窓口を設置する例が多く、窓口対応において、大きな声で会話をする必要がなくなり、意思疎通が容易になったといった声が確認できています。また、難聴による認知症に効果がある点で、長寿政策として導入を進める自治体もあるようです。

高齢者や難聴者への有効性という点で、例えば、介護認定調査において試験的に運用してみるといったようなことも考えられますので、まずは、今後、事例を研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） それでは、再質問させていただきます。

今現在、窓口における難聴者への対応はどのようにされているかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

月にお一人くらいですかね、たまにやっぱり耳の遠い方、お年寄りの方が来庁することがあります。通常、窓口では、そういったお客様に対しては、耳元寄り添って、耳元でお話をして、それでもなかなか遠くて通じない場合は筆談というような形で対応しております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今、筆談とか、耳元での対応をされているということですが、どうしても耳元にしても、聞こえない方には大きな声で話すとか、そういうことになると思いますので、そのような状況の中では個人情報や周囲に聞かれるリスクとか、プライバシーの保護が守られないとかという住民窓口のサービスの低下にもつながっているのではないかと思います、この辺はどうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

例えば、プライバシー等々に関するような場合ですと、やはり筆談ということになると思います。大声でといますか、耳元でしゃべるにしても、普通に隣にいれば聞こえてしまうようなボリュームでということもなりかねますので、それは筆談で対応しているところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） そのような状況の中で、どうしても窓口業務の長時間化といますか、そういうことにもなっているのではないかと思います。軟骨伝導イヤホンを導入することによって業務の時間短縮にもつながるのではないかと思います、この辺の認識をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

確かに、ないよりはあったほうが良いといますか、あればそういったいろんな活用、利用もできると思います。

ただ、一つに、お年寄りの方々、耳が遠い方々に、それが窓口にあるとか、そういう説明、

使い方の説明、そういったところも考えられると思いますので、導入してすぐにそれが短縮になるというわけではないと思いますが、それが加美町のそういった窓口等々に常に置かれている状態であれば、それは業務の改善ということにもつながるものと思います。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） さっきの最初の答弁でも町長から、試験的に高齢者が多く来られる窓口を導入も検討というようなお話もありましたけれども、費用的にも3万円弱と聞いていますけれども、費用対効果の面から見てもかなり効果があるのではと考えますが、この辺どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

確かに普通の補聴器はもう一般的にすごい高いもの、高価なものでございますので、それよりもずっと安価でということであれば、今後、庁舎内で検討していく機会を設けたいと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 近隣では山形県長井市で最近導入したというニュースがありましたけれども、この辺、近隣以外でも全国各地で導入が進んでいるようですけれども、この辺、導入自治体の事例とかの調査というのはこれからでしょうか。されたかどうか、この辺お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） すみません、町民課長です。

新聞等の報道で見るとございませぬけれども、長井市の事例では、5月20日から市役所内の全フロアに5台を置きまして、設置したというようなことで、議員さんが最初におっしゃいましたように、プライバシーの保護等にも役立ったというようなことが新聞のほうに載っております。今後、そういった事例等を見ながら今後検討してまいりたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） よろしくお伺いしたいと思います。

感音性難聴、いわゆる加齢性難聴の方の中には、十分に効果を感じられないという方もあるようです。軟骨伝導イヤホンで聞こえにくさが解消されない方は加齢性難聴の可能性があるので、加齢性難聴の早期発見にもつなげることができるとも言われていますけれども、この辺での骨伝導イヤホンの導入についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

軟骨伝導イヤホンにつきましては、耳の軟骨を使用して音の振動を内耳へ伝える構造となっておりますので、ご指摘のとおり、内耳にあります有毛細胞が原因となって起こります加齢性難聴の方につきましては、十分な効果が得られない場合があるようでございます。軟骨伝導イヤホンを使用しまして、聞こえにくいであるとか、そういう状況のときには、早めに医療機関を受診するというきっかけになるのではないかというふうに考えております。

また、耳が聞こえづらい状況というふうになりますと、周りの方とのコミュニケーションが取りづらくなったり、閉じ籠もりがちになったり、あとは認知症のリスクが高くなるといった研究効果もあるようでございます。そういったことで、今後、注視しながら見ていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） スムーズなコミュニケーションができなくなることで、孤立、疎外という問題が起きるおそれがあると言われます。高齢者、難聴者が生き生きと活躍できる社会の実現のためにも、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段が選択できるようにすることは大切な取組と考えますが、このことについての見解を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

コミュニケーションを取る上で耳の聞こえは重要でありまして、軟骨伝導イヤホンは難聴の方の一助となり得るものと考えております。

町としましては、難聴の症状の治療といった観点からも補聴器の購入補助を行っております。現状におきましては、軟骨伝導イヤホンにつきましては医療用装具とは認められていないため、医療用装具として認められるかどうかといった検討も現在のところ行われていない状況にあります。一部の自治体におきましては、難聴の方が軟骨伝導イヤホンを購入する際の助成を行っているといった取組があるようでございます。あくまでも医療用ではないということから、医師の診断がない状況で、どの程度の難聴で購入費を助成するかといった基準について町独自で判断することになります。今後取り組むとなれば、近隣自治体の動向も注視しながら十分な検討が必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 十分な検討をよろしくお願ひしたいと思います。

2問目に移ります。

A I ペアレンタルコントロールアプリの活用についてであります。

昨今、SNSなどを通じて知り合った相手に、自身の裸や下着姿などの映像を送信することによる性的な自撮り被害が全国的に増加していると言われております。

加害者の増加を重く見た愛知県警が藤田医科大学、Adora株式会社と子どもの性被害を防ぐために開発したコドマモというアプリがあります。

このアプリには、わいせつな自撮りやSNSのチャットなどの書き込みをA I が自動的に検知して、本人への注意喚起や保護者への通知を送る機能があるため、いじめや犯罪を未然に防ぐことができるのではないかと思います。

このアプリ活用への見解をお伺ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 大綱2点目、A I ペアレンタルコントロールアプリの活用についてお答えいたします。

ご質問のコドマモというアプリは、子どもと保護者両方のスマートフォンにインストールすることにより、子どもが自分のスマートフォンにわいせつな画像を保存した際に、A I、人工知能が撮影データを判別し、画像を削除するよう促す通知が子どものスマートフォンに表示されるとともに、保護者のスマートフォンにも通知されるというペアレンタルコントロールができるシステムとなっております。

コドマモアプリの機能には、そのほか、SNS上でのいじめや誹謗中傷の内容の文章をA I で検知する機能、危険な歩きスマホを防止する機能、スマホ依存を防止するための利用時間を適切にコントロールする機能、位置情報を確認できるマップ機能等、子どもをデジタル社会の危険から守る有効な機能を備えているようです。また、開発には警察や大学が加わっており、信頼のアプリかと思っております。

一度インターネットに発信した画像等は、ネット上に半永久的に残ってしまい、消したくても消せないケースがほとんどです。こうした危険を未然に防ぐためにも、コドマモアプリを活用することは、子どもたちの健全育成のために有効な手段の一つかと考えます。活用に当たっては、保護者等に広く周知啓発する必要がありますが、まずは教育委員会と各学校がタイアップし、ほかの自治体の事例等をしっかり調査研究し、前向きに検討してまいりたいというふう

に考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 私のほうからも答弁させていただきます。

コドモモアプリが子どもの健全育成に有効であるという点は、先ほど教育長が申し上げたとおりでございますが、アプリの活用だけで課題が解決するわけではなく、危険を未然に防ぐためにも、正しい携帯の使い方や危険性について、幼少期から親子で考えることについてもしっかりと啓発していくことも大事だと思っております。保護者に対しては、乳幼児健診やお子さんの相談の際などに弊害や危険性及び親と子どもの携帯使用のルールづくり等について繰り返し伝え、未然に防げるように今後も周知していきたいと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 有効な手段との認識いただき、前向きに検討していただくということがあります。より理解を深めていただくために若干再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、子どもたちのスマートフォンの利用状況をお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。

子どもたちのスマートフォンの利用状況の把握ということですが、加美町として児童生徒のスマートフォンの所有状況、これまで調査したことは実はございません。ただ、若干古い資料になるんですけれども、内閣府で出している平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書というのがあるんですけれども、それによりますと、小学生の55%、中学生だと66%がスマートフォン等の携帯電話を所有、利用しているという結果がございます。今は、令和6年度においてはさらに増えているのかなということも推測されますし、我が加美町においても大体同じような状況であるのかなというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、自分のスマートフォンを持っている、あるいは持っていないにかかわらず、ほとんどの児童生徒がスマートフォンを使用したことがあるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） スマートフォンで写真、動画撮影などを行っている子どもたちの、小学生で18%、中学生で20%、高校生で28%が写真とか動画を配信しているという調査結果もありま

すが、これは、我が町でも同じような状況と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） お答えいたします。教育総務課長でございます。

スマートフォンの写真、動画撮影している子どもたち、小学生18%、中学生20%、高校生が28%が配信しているという調査結果でございますけれども、スマートフォンから児童生徒が写真や動画、SNS等を配信して友達に送信していることは容易であるため、情報モラルが未熟な児童生徒にとっては、配信に関連したトラブルの発生リスクは高いものと考えております。我が町子どもたちにとっても、実態としては調査結果と同じような状況、あるいは多いのではないのかなと考えているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 自撮りなどのSNS投稿で、被害とか、加害もあるかどうか分かりませんが、そのような案件は加美町において発生しているかどうか、お分かりであればお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 自撮りによるSNS投稿による被害者、加害者、我が町なんですけれども、全くないというわけではございませんけれども、SNSによるトラブル、少なからずあるということの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） コドマモアプリは、国連のイベントでも社会課題を解決するアプリとして紹介されました。先ほど教育長の答弁でも、今後、アプリの利用の時間管理とか、歩きスマホの防止、SNS上の危険なチャット検知、課金防止等の機能も追加されたようであります。有用性はますます高まってきているのかなと思っています。

また、愛知県長久手市の中学生2,000人を対象にしたコドマモ実証実験が行われました。結果が公表されていると思いますが、もし、その結果を見られておられれば、その辺の見ての感想等をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。

まず、国連の関係なんですけれども、議員ご質問のとおり、2023年3月にアメリカニューヨークの国連本部で開かれた国連女性の地位委員会というところにおいて、日本人の大学生が日

本の子どもの性被害についての実態や対策を説明しているところでございます。その中でコドマモアプリを紹介しておりまして、テレビや新聞などで報道され、大変反響があったと、そして高い関心が寄せられたということでございます。

若干調べたんですけれども、このコドマモアプリですけれども、無料版と有料版というのがございます、先ほど議員ご質問のとおり、歩きスマホ、あるいはSNS上の危険なチャット検知とか、そういったものが機能が備えてあるということで、大変有用性は増しているのかなと感じているところでございます。

また、2点目のご質問の愛知県長久手市の中学生2,000人に対するアンケートなんですけれども、長久手市の中学校3校をモデル校として約2,000人を対象に、その中学生と保護者にアプリをお試して実証実験を行っているということでございます。アプリの有用性や親子間での意識のギャップなどの実態を調査した上で、アプリの改良、機能追加等についての意見を集約しまして、アプリの普及へとつなげるという目的で行っているみたいでございます。

私も、その調査結果拝見させていただきました。特筆すべき点というのが、LINEやSNSなどのインターネット上で実際に怖い思いをした、嫌な思いをしたという経験があると答えた中学生のうち、このコドマモアプリを利用した3分の2、3人に2人が役に立つと回答しているところが特筆すべきかなと思って見ておりました。また、保護者からの回答もございまして、アプリに使いにくいところはなかった、あるいは、スマホを安心して持たせられるという好意的な意見があったようでございます。

先ほど教育長の答弁でもございますが、教育委員会といたしましては、先進地の自治体の事例、あるいは長久手市の公表結果を参考にいたしまして、しっかりと調査研究したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 教育総務課長が答弁されたとおりでなんですけれども、長久手市での2,000人に実証実験した中で、その後、アンケートを子どもたちから取った中で、アンケートに1,522人が協力されて、そのうち121人が怖い思いとか嫌な思いがこれまでスマホのあれであったということと、それから27人が裸や下着の写真を送るようにと言われたというアンケートの結果が出ているようで、このことから、このコドマモが、スマートフォンを通じての犯罪に巻き込まれるリスクが確実に子どもたちの間に忍び寄っているということが分かるのではないかと思います。この辺も今後の周知啓発の際には活用していただければと思います。

このように、コドマモアプリの期待される効果は、犯罪を減らす抑止力になることと親子の対話を促進する仕組みになること。子どもが加害者になることも予防することができる、被害者、加害者になることを予防することができると思います。この辺のことも先ほどからの答弁でそのように認識いただいておりますので、今後はどのように子どもたち、保護者に周知啓発を図っていくかということだと思いますけれども、この辺の周知啓発の考え方をお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。

周知啓発ということでございますけれども、まずもって、コドマモアプリの活用は、子どもたちの健全育成のための有効な手段の一つかなとも考えております。また、子どもをトラブルから守るためにも、保護者に適切な情報提供を行うということはとても大切であるとも考えております。

教育委員会といたしましては、まずは、各学校とタイアップしまして、ICT活用における情報モラル教育をさらに推進していくこと。そして、児童生徒の誰もがSNS等を介した自撮り等の性被害や性加害、不適切な投稿等に関わることがあることなどを、改めて共通認識を図りたいと考えているところでございます。

そして、コドマモアプリの有効性、必要性、繰り返しになりますけれども、他自治体の事例や先ほど答弁いたしました長久手市の実証実験の結果等を参考にいたしまして、教育委員会と各学校でまずはしっかりと調査研究をした上で、適切な情報提供を周知啓発したいと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） スマホについては、よろしくその辺ケア、周知啓発をお願いしたいと思っております。

次に、学校配付の学習用タブレット端末にコドマモアプリをインストールしてはと考えますが、この辺は可能なかどうか、考え方を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。

学習用タブレット端末へのインストールということでございますけれども、コドマモアプリにつきましては、子どもが情報機器を安全に利用できるよう、また、親が見守れる機能等を有

しておりますので、学習用タブレット端末においても一定の抑制効果は有するものかなとも考えております。

ただ、教育委員会といたしましては、コドモアプリを学習用タブレット端末にインストールした場合の、例えば、通信状態の検証とか、あるいはネットワーク回線における通信負荷の関係、あるいは授業で学習する学習アプリとの相性、機能低下がないかとか、そういったようなものの検証がまず必要なかなとも考えております。

あわせて、タブレット端末、ご家庭に持ち帰って家庭学習をするわけでございますけれども、ご家庭でのデータ通信量の関係とか、通信料金の関係とかも出てきますので、一度、やはり教育委員会として機能やデータ通信量の仕様を十分に精査確認をいたしまして、導入による影響をしっかりと検証する必要があるのかなと考えておるところでございます。

すみません、なお、参考といたしますか、現在加美町で使用している学習用タブレット端末ですけれども、有害サイトにアクセスできないようにウェブフィルタリング機能を整備をしております、例えば、タブレット端末から画像等をアップロードできないように制限しているとか、SNSやブログまたは動画配信サイトを經由してのインターネット上に画像、動画をアップロードできないようにしているフィルタリングソフトを整備しているところでございます。SNS等による書き込みもできないようになっております。いずれにいたしましても、不適切な情報が拡散されないように対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 学習用タブレットは、かなり安全対策といたしますか、いろんな危険にさらさないような仕組みが導入されているということで一安心はしました。

東京新聞の調査によりますと、小中学生の5人に1人が学習用タブレット端末でのトラブルの経験があると答えているようでありますが、我が町においては、さきの答弁にあったようないろんな安全対策がされているんでないのかとは思いますが、もし、あって、そのようなことがあったら、どのようなことがあったかお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。

学習用タブレット端末のトラブルということですが、まず、全国的に見ますと、確かに有害な動画やゲームを見てしまう、あるいは友人のIDとかパスワードを何らかの形で入手して、誹謗中傷の書き込みをしてしまうとか、何かそういった、あるいは着替えを盗撮して拡

散するというような事例はあるようでございます。

我が加美町といたしましては、特段大きなトラブルは今ございません。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） スマートフォンや学習用タブレットの端末を与えた大人の責任の重大さを自覚し、このアプリの有用性を認識し、環境整備を行うことが、子どもの未来を守り、心豊かに健やかに子どもたちが育っていくことにつながると思っていますので、この辺の認識を深めていただき、コドマモのアプリの周知啓発に努めていただきたいことをお願いして、この質問を終わります。どうもありがとうございました。

次に、3問目に移ります。

避難所のTKB、トイレ・キッチン・ベッドの3文字の頭文字を取ったものですが、この充実についてお伺いします。

災害時の避難生活における心身の不調などで亡くなる災害関連死の防止の必要性が大きく認識されています。

災害関連死を防ぐには、避難所のTKBの充実が必要と言われておりますが、我が町の現状と今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 災害関連死を防止するための避難所におけるTKB、いわゆるトイレ・キッチン・ベッドについて、加美町の現状と今後の対応についてお答えいたします。

まず、トイレについてですが、平成23年3月に発生した東日本大震災時においては、幸い加美町での断水は起こらなかったこともあり、避難所のトイレに関して困ることはありませんでした。現在、加美町としての大規模災害時の断水を想定した対策としては、簡易トイレの備蓄や事業者との仮設トイレ等資器材の調達に関する協定締結などに努めております。

次に、キッチンについてですが、大規模災害が発生し住民が避難を余儀なくされた場合、緊急性を要することもあり、パンやおにぎり、レトルト食品など手軽に調理できる食料が提供されております。加美町においても、備蓄食料として、水やお湯を注ぎ簡単に調理できる様々な味のアルファ米やパンをはじめ、スープやみそ汁などを備蓄しております。

ベッドについては、硬い床に同じ姿勢での長期にわたる避難生活では、高齢者など、エコノミークラス症候群になることも想定されます。加美町においては、段ボールベッドの備蓄をはじめ、プライバシー保護のためのパーティションを配備しております。

今後の対応についてですが、今年1月に発生した能登半島地震での被災地の避難所においても問題になっているところがございますが、大規模災害時の断水で避難所のトイレが利用できなくなった場合、清潔を保てるような仮設トイレの導入などを検討しなければならないと考えております。

キッチンについては、長期にわたり避難生活を余儀なくされることを想定した温かい食事や栄養がある食事などの提供ができる環境づくり、例えば、団体や事業者との協定締結などを検討しなければならないと考えております。

ベッドについては、段ボールベッドをはじめとした簡易ベッドの備蓄数の増大など、今後の大規模災害に備えたTKB対応の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） いろいろ答弁ありがとうございました。もう少し詰めていきたいと思っておりますので。

日本と同様に自然災害の多いイタリアでは、安心できる清潔なトイレ、温かい食事、快適なベッドは人間的に暮らすために欠かせないもので、これらがしっかり整っていないと命を落とすことにつながるということで、発災から48時間以内にトイレ・キッチン・ベッドを整えることが目標となっております。このことをTKB48と呼んで国を挙げて進めているようでありますけれども、このことについてまず見解をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいまいたきましたご質問についてお答えさせていただきたいと思ひます。

お話のあったイタリアでございますけれども、世界的にもTKBの先進国であるということでございます。大規模災害時の対応について調べてみますと、国が先頭になってその法律を定めているということでございます。平時から各自治体において、トイレ、キッチン、簡易ベッドなどの設備、あとはテントなどの備蓄、そういったものを義務づけておるということでございます。その費用全てにおいて国で賄っているというのが現状でございます。

大規模災害が発生した場合には、それらの備蓄装備は1つのパッケージとして被災地のほうに配備されて、なおかつ、訓練を受けている有償ボランティアが避難所の運営を行うという仕組みになっておりまして、プライバシーに配慮される、あとは日常生活に近い環境が避難者に

提供されるなど、災害にあっても住民がふだん営んでいる生活を保障するという理念で対応しているということでございます。日本の大規模災害時の対応とは大分違うということを感じております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 日本においては、災害時の対応は各自治体に任せられているような状況であります。イタリアのように国が先頭に立ってこの辺の48時間以内に、こういう間、本当に住民が満足するような災害支援をできるように自治体からも国へ要望を行っていただきたいと思います。この辺はどうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

私の個人的な意見になるかもしれませんが、やはり東日本大震災を経験した私たち、ここ宮城県の間人だからこそ、また、今回の能登半島の地震をかいま見た今だからこそ、今、一條議員おっしゃるように、やはり国が中心となって被災地に支援というものを行っていくことは非常に重要だと思っております。私も何かに上京して国に対して陳情などを行うことが多いので、次に伺うときはそのようなことも要望していきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） よろしく申し上げます。

TKBのBのほうからお伺いします。

まず、ベッドの部分ですけれども、雑魚寝がいろんな問題があると言われてはいますが、雑魚寝によるいろんなリスクといいますか、この辺のどんな問題があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

ただいまいただいたご質問でございますけれども、今年1月に発生した能登半島地震でも問題になっているということもございますけれども、避難所となる体育館などに長期にわたって雑魚寝で避難生活を余儀なくされるということでございますけれども、そうしたうちに室内にちりやほこりなどが入ってくるというのがまず1つございます。次に、雑魚寝ですので、床にそのまま横になっておられますと、冷たい冷氣等が体に浸透してくるということで、なかなか寝つけないという状況があるということでございます。そうしてくると、血液が固まりやすくな

って血栓ができるなどの原因で、エコノミークラス症候群、あとは心筋梗塞などが発生するリスクが高まるというふうに報道等と言われてございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 加美町においては、段ボールベッドも備蓄されているということでありましてけれども、どのくらい備蓄されているのか。災害の規模にもよるとは思いますけれども、間に合うくらいといいますか、されているのか、不足する分はどのように対応される考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

まず、段ボールベッドなんですけれども、各避難所に5つずつ備蓄しているということと、あとは床マットとか、あとはエアマットも備蓄しているということでございます。ただ、災害の状況によっては、こっちに備蓄しているものをほかに運ぶというような対策も講じながら、あとは、足りない場合には、災害協定結んでいる業者がございまして、そちらに連絡をして納入していただくという計画でございます。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 次に、温かい食事の確保という点についてでありますけれども、温かい食事を確保する手段としてキッチンカーを手配するなどもあると思いますが、キッチンカーを運営する業者と災害時の協定を結んでいる自治体も多くなっているようですけれども、我が町での対応はどうなっているのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

ただいまキッチンカーについてのご質問いただきました。やっぱり災害関連死を防止するには温かい食事が必要だということでございますけれども、現在、加美町では、キッチンカーなどの運営する業者の方々とは締結までは至っていないという状況でございます。

いろいろ調べてみますと、個人的にやっている方とか、いろいろそういうお知り合いの方とかいらっしゃるようなので、そこのところをもう少し調査しながら今後考えていければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 次に、トイレについてでありますけれども、トイレに行くのを控えるた

め、水分や食事の量を減らし、病気の原因になることも指摘されております。水を使わず、清潔に使えるトイレも増えているようではありますが、能登半島地震で活躍したトイレカーやトイレトレーラー、ムービングハウスの活用など、様々な対応が考えられると思いますが、清潔で安心して利用できるトイレ環境の確保についての考えを伺います。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

今、トイレのご質問をいただきました。こちらでも能登半島地震の被災地でも大変問題になっているところがございます。他県のほうからトイレトレーラーとか行って活躍しているというのをよくニュース等で拝見しております。

トイレカー、あとはトイレトレーラー、こちらについて、加美町でも購入して、配備をして大規模災害時に備えておきたいというふうを考えるわけでございますけれども、ただ、そのトイレトレーラー、金額調べてみますと、結構2,000万円以上するというところでございます。また、トイレトレーラーについては牽引の免許も必要になるということでございまして、こちらもちよっといろいろ検討しなければいけないなということでございます。

あとはトイレカーというのもございまして、そちらは、例えば、洋式1つと和式1つとか、そういったコンパクトなもので、これも清潔に保てるような車になりますけれども、そちらは概算で1,000万円ぐらいということでございますので、配備する場合の購入費用とか、こちらもちよっと研究しながら前向きに検討していきたいというふうに考えております。

あとムービングハウスでございますけれども、こちらでも断熱材、断熱効果を備えた移動式木材住宅として、能登半島地震の応急仮設住宅などでも導入されているということでございますけれども、このムービングハウス協会と宮城県において災害時の協定を結んでおるということを確認しております。例えば、加美町で大規模災害が発生して早急な対応が必要になった場合、宮城県と連携して対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） そのムービングハウスについてちよっとお伺ひします。

災害時に迅速かつ快適な仮設住宅ともなり得、また、平時にもいろいろに活用可能なムービングハウスについて、これから調査研究する価値があると思ひますが、この辺どうお考えでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（千葉 伸君） 副町長でございます。

このムービングハウスにつきましては、私、県庁退職する直前に、ムービングハウスと県と協定を結んだということでございます。

ムービングハウス協会というのが北海道に本部がありまして、それで宮城県のほうは二、三社の、北洲ハウジングとか複数の会社が提携しておりまして、富谷には北洲ハウジングがありますので、ちょうど私、実物を見に行っただけでございます。

ムービングハウスというのは、災害時に仮設住宅として使うというのはもちろんなんですけれども、本来であれば、あのムービングハウスというのは、連結して大きくして使う、または2階建てにすることもできるというようなハウスでございます。例えば、町で公民館を造る場合、新たに設計して公民館を建てるのではなく、ムービングハウスを連結して建てておく。いざとなったときには、一つ一つにばらして被災した箇所に持って来て住宅とする。あとは、加美町で大きな災害が起きなくても、他の市町村のときには、加美町の公民館一時ちょっと休んでおきますよと、何々町を助けるためにムービングハウスをばらして貸してあげるというような方策。これは加美町だけではなくて、やっぱり全県的、全国的にそういう仕組みを構築していく必要があると考えております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今後とも調査研究をよろしくお願いしたいと思います。

最後に、先日、テレビのニュースにおいて災害関連死の認定についての報道がありました。災害関連死があってもなかなか認定されないというニュースの内容でありました。各自治体において、災害関連死に関する条例なり規則なりが決まっていなくて、なかなか何か月たっても認定されないとかという報道でありました。この辺、加美町において、災害関連死についての認定への対応がきちんとされているかどうかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

災害関連死につきまして、最初にその定義についてご説明をさせていただきたいと思っております。

当該の災害によりまして、負傷の悪化または避難生活等における身体的な負担により疾病により死亡したというときに、災害弔慰金の支給等に関する法律で認められた場合に対象になるということでございます。

災害関連死の認定を受けるためには、自然災害によりまして死亡した住民の遺族に対する災

害弔慰金の受給権がある遺族が市町村へ申立てを行うということになります。遺族から申立てを受けた市町村におきましては、通常、市町村が設置します災害弔慰金の支給審査委員会におきまして、災害等死亡の関連性の有無について諮問を行う流れになります。関連死の判定に当たりましては、申立人による死亡に至るまでの経緯を記した申立書や医師の診断書、診療記録など、できる限り客観的な資料に基づきまして審査を行うこととなります。この審査委員会での諮問を経まして、災害と死亡の関連性の有無が判定され、認定または不認定の結果を国へ報告するということとなります。

災害弔慰金の支給額につきましては、生計を維持している方が死亡された場合には500万円、その他の者が死亡した場合は250万円といった支給額となります。また、この財源の負担割合についてですが、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1という内訳になってございまして、町が予算化をしまして、認定を受けられた方に対応していくというような流れになります。

加美町におきましては、災害弔慰金の支給に関する災害関連死の関係につきましては、条例がそこまで整備はされていないというような現状でございます。

大崎管内におきましては、大崎市で災害関連死の関係の条例、規則等が整備されておりました、その他の大崎管内の市町村におきましては、そこまでの整備はされていないというような現状でございます。

加美町におきましては、今後、このような対応が即時にできるように今後対応していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 災害関連死の認定の条例整備もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもって終わります。どうもありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、12番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。14時10分まで。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、通告4番、10番三浦英典君の一般質問を許可いたします。ご登壇願ひます。

[10番 三浦英典君 登壇]

○10番（三浦英典君） 私は、今日は、町長の公約でもありましたし、施政方針でも挙げておりました住民満足度100%ということを目指すということに少しお聞きをしていきたいと思っております。

町長は、町民に対して、3本の柱をもって町民の暮らしの向上を目指し、満足度を100%にするとおっしゃっております。これまでも行政の中で、いろんな施策をもって町民の暮らしのために手当てもしてまいりましたけれども、さらにこれから町長は、皆さんにそういう提供をすることで上を目指していくんだということをおっしゃっておりますが、今後どんな施策、事業をもって、さらに住民の満足度を100%に持っていこうとしているのか、まずお聞きしたいと思っております。この辺からお話をいろいろと進めてまいりますので、ひとつお願いしたいと思っております。

教育長には、話の進む中で後段で少し質問を向けたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

では、初めに、その具体策というものがおありでしたら、まず、柳川議員の質問にもお答えしておりましたけれども、ぜひ具体的にお願ひしたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

[町長 石山敬貴君 登壇]

○町長（石山敬貴君） 三浦議員からは、私の大きな大きな、もちろん、一番の大きな目標であります住民満足度100%、さらに言いますと、続けてありまして、住民満足度100%、日本一の町を目指すといったようなスローガン、その大きな目標を立てさせていただいております。それに対しまして、では、どのようにこれから進めていくんだといったようなところをご質問いただきました。

私も所信表明や施政方針の中でもお話しさせていただいておりますけれども、現在、加美町が抱える大きな問題というのは、今日の一般質問の冒頭で柳川議員よりもありました人口減少のことということをご指摘をいただいております。

まず、人口減少問題または少子高齢化対策につきましては、雇用の創出、子育て支援の充実と教育力の向上、高齢者及び弱者に対する福祉政策の充実の3本の柱というものを基軸に政策を進めていきたいといったような旨、これは今、議員からもご指摘をいただいたところでございます。

雇用の創出といったようなことをさらに具体的にかみ砕いていきますと、例えば、私たち、

今、加美町、先ほどの内在的な課題が人口減少や少子高齢化であるということに対しまして、必ずしも課題だけが山積みしているわけではなく、好機も今来ているかというふうに思っています。例えば、それが、これも議会の中で再三お話をさせていただいているような、大衡村に台湾の半導体工場が進出してくるといったような大きな大きな好機がございます。これは9,000億円の投資ということになります。大和町の東京エレクトロンが600億円の投資だといったような話がある中に、今回は桁違いの投資ということになれば、これは県知事なども再三再四言っていることとなりますが、大衡村にとどまることだけではなくて、この県北一円にも広く経済的なプラスの波及効果が出てくるであろうといったようなことを指摘されております。

さらに今後、今年の6月15日に鳴瀬川ダムの転流工の着工式ということで、いよいよ鳴瀬川ダムの本格工事といったようなことになってきます。本格的な工事が始まってくると、恐らくこの加美町、町内を主として800人から1,000人近くの方々が新しく住み出す。これは10年間限定であったとしても、住み出すといったようなことがございます。この中におきまして、やはりそういうような方々がやってくれば、商店街などを中心に加美町の産業の起爆剤になっていくことや先ほどの半導体工場が進出することの関連企業の進出ということも考えられますので、それを加美町にどのように誘致していくかといったような課題が出てくるかと思っております。

教育力の向上に関しては、教育長のほうが小中学校に関しまして主として答えていただくかもしれませんが、私としては一つ、この加美町、幼児教育といったようなものを今後力を入れていければというふうに思っております。

さらに、高齢者及び弱者に対する福祉政策の充実といったような観点から、これも先ほど柳川議員の質問に対して答えさせていただきましたが、昨日、加美町地域公共交通活性化協議会というものを第1回目として行いました。これを一つの起爆剤としまして、今も住民バスまたは活性化バスを加美町内で運行または運行していただいている状況ですけれども、さらなる公共交通の充実と住民バス等の公共交通の充実を図りながら、加美町内のいわゆる町民の皆様の移動手段というものをしっかりと確保していくといったようなことが重要ではないかというふうに思っております。

今年度、第三次加美町総合計画といったようなこと、策定が始まっておりますが、このような先ほど言った3本柱を中心に、もう少し再質問をいただければ順次答えさせていただきますけれども、総合的に加美町、課題を克服し、好機をしっかりと拾っていく施策を施すことによって、最終的には町民皆様の幸福度というものを向上させていくことができれば、またそれをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） 私のほうから、教育を通じた住民満足度アップ、幸福度アップについての見解についてお答えいたします。

幸福の尺度は、一人一人の価値観で感じ方も捉え方も違うと思います。改めて幸福とは非常に難しい概念だと感じております。個人的には、うれしいとか、楽しいと感じられることが起こったら、それが幸せということではないかというふうにも考えております。

昨年、第4期教育振興基本計画で、今後の学校教育の基本的在り方について、日本社会に根差したウェルビーイングの向上を目指すことと示されました。さらに、ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生への意義などの将来にわたる持続的な幸福と説明されています。

その上で、ウェルビーイングの要素として、現在と将来、自分と周りの他者の幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、サポートを受けられる環境、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現、心身の健康、安全・安心な環境の11項目が挙げられております。まさに、これらを教育活動全体を通じて向上させていくことが重要であり、子どもたちの幸福度アップにつながることを考えると考えます。

加美町では、この11項目の向上を図ることに関連すると思われませんが、主体的、対話的、深い学びの実現に向けて、幼小中が連携した12年間の連続した学びを加美町モデルとして実践し、学ぶ土台づくり、魅力ある学校づくり、志教育推進プロジェクト、学ぶ力向上プロジェクトを学校教育の重点施策の4つの柱に掲げて取り組んでおります。

学ぶ土台づくりでは、幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う特に重要な時期と捉え、子どもの発達に合わせながら、自分をコントロールする力、人の話をしっかり聞く力、自分の思いを伝える力、自分を好きになる力、物事をやり抜く力を身につけられるように取り組んでおります。

魅力ある学校づくりでは、子どもたちの思いを最大限に生かした学校にしようと子どもたちを対象とした意識調査を実施し、わくわくする、行きたい、楽しい学校づくりに取り組んでおります。また、教員にとっても働きがいのある学校になるよう、今年度、教職員の働き方改革を推進する文科省事業を活用した取組を行う予定であります。

次に、志教育では、総合的な学習の時間の中で地域の教育力を多様な方法で授業に取り入れ

ながら、子どもたちに将来を生きる方向性を主体的に求めさせていく仕組みづくりに取り組んでおります。子どもたちは、人との関わりから自己理解や他者理解を進めることができるものと考えております。

最後に、学ぶ力向上プロジェクトでは、今年度、加美町の子どもの学ぶ力を育む10の提言を掲げまして、子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質、能力を確実に身につけるため、生涯にわたって能動的に学び続ける自立した学習者の育成に取り組んでおります。子どもたちができない、分からないことを分かるようにしようと努力する、このことによって学びに向かう姿勢やお互いに学び合う力が向上し、前向きに取り組むことができるようになると考えております。教員は、子どもの努力する姿勢を認め、褒めることで、子どもは安心し、教員との信頼関係が構築され、さらに学ぶことの楽しさや達成感を感じることができるようになると思います。

これらの幼児期から12年間の連続した学びの取組が、学校、子ども、地域とのよい循環を生むことにつながり、子どもたちの精神的成長を促し、見えない学力と言われる自己肯定感や自己有用感、主体性や協調性を育むとともに、子どもたちの幸福度アップ、ひいては地域住民の幸福度アップにもつながるものと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） ただいま町長からも教育長からも、大変ボリュームのある、町民に対して熱い思いのいろんな施策、事業を考えているということをお聞きしました。

こうしていろんな施策を受ける町民は、この満足度というのはどんどん高まっていくはずなんですけれども、なかなか、実際に自分の生活に役立っていないながらも、まだまだあれもこれもというふうに思うところがあるかと思えます。実際、満足度が向上していくということは、幸せ感、幸福感というのが高まっていくわけで、自分の社会的な資本、身の回りの充実や豊かさというものが充実していけば、皆さん、本当はみんな幸せなんだというふうに実感していいはずなんですけれども、今、実際、日本人の幸福度、満足度というのは、先進国の中で、60か国の中で54位とか、あるいはWHOだとは51位だとかというふうな数字しか出てこない。こんなに社会的に充実して、いろんなものが設備され、制度もしっかり整っていないながら、なぜ幸福感というのは薄いのかと。これは何でだと思いますか、町長、この辺ちょっと感覚、捉えをお聞かせいただきたい。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今、三浦議員のご質問に対して、私の捉え方をお伝えさせていただきたいと思っております。

それは、私は、非常に環境的な要因が大きいのかなというふうにも思っています。環境的要因というのは、それは日々報道されること。例えば、それがマイナス要因というのが非常に大きいのかなというふうにも思います。

今、例えば、私もこの前まで、昨年まで大学教員やっていたんですけども、例えば、二十歳超えたばかりでこれから就職を行うという学生さんたちが気にすることは、先生、私たちが年を取ったら年金本当にももらえるんですかねといったような質問をよくされるものでした。つまりそれは、日本社会は低迷して、失われた30年といったような状況が続いていく中で、例えば、私など学生の頃、ちょうどバブルの頃でしたので日本は高揚感あったわけですが、そういうような思いの中で、いわゆる長く続いた閉塞感、その環境的な要因というものに対して、もうネガティブ思考が我々一人一人についているといったようなことがこれは大きな要因ではないかと思っています。

加美町にしてもそうです。合併以来20年たって、確かに人口が7,000人ぐらい減りましたと、少子高齢化ですといったようなことを考えてしまえば、これはマイナス的な要素ですけども、先ほど言った好機もあるんだよと。加美町ってそんなに皆さんが言うほど田舎なのかといった場合、決して私は田舎だというふうには思っておりませんで、例えば、古川駅までここから、小野田のここからでも30分ちょっとで古川駅まで行く。新幹線飛び乗ればプラス2時間で東京まで行くと。古川のインターチェンジも近いと。そうしますと、移動や物流といったことにも恵まれたロケーションにあるかと思っております。

さらには、加美町にすればこんなに自然に恵まれて、先般もほかの市町村の首長さんとお話ししたときに、加美町ってどう思いますなんていうふうなことをお話しすると、加美町ってうらやましいですよ、だって資源がありますからというふうに結構多くの方々から言われます。自分のところに観光というふうなこと言っても、観光を目的に来てもらえるとはとても思えない。確かに私から見てもある町はそういうふうに見えます。

となってきたときに、私は、やっぱり大切なのは、常にマイナスとと思っていることをプラスにしていこうと。マイナスだと思っていることを、それは発想の転換でゼロにしていく、またはプラスにしていく力というものをやはり皆さんに少しずつでも、私が描いていることがいいか悪いかは別としても、私はプラスにしていきたい。少子高齢化であるならば、シニア世代の方々何かここからプラスアルファで何か新しいことをできる。例えば、起業してもらっ

てもいいと思うんです。女性の方が少ないというんだったら、女性の方々に起業支援をすることかといったような夢というものを持っていただけるように、私自身もこれから努力して発信していくことによって、皆さんの気持ちを少しでも前向きにしていければと、そんな町政ができればというふうにもまず思っているといった概念的な話をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 今、町長から非常に重要なお話をいただきました。

先ほど、いろんな施策を用意してもらおうということで本当は皆さん幸せになるんだけど、今の現状においてマイナスな思考をすると、決して幸福感というのは出てこない。将来に明るい展望があると、人というのは割と幸福感というか、前向きな考え方になることができるということです。そこに、将来に明るさ、未来というものを町長が提示できれば、そうして少しずつ町民の幸福感というのは高まっていく可能性は十分にあるかと思えます。

それで、考え方というのは非常に大事だとおっしゃいました。

慶応大学の前野隆司教授という方が面白いことをちょっと言っています。今400円というお金があつて400円の牛丼を食べられる。これを、400円でおいしい牛丼を食べられる幸福感というのを考える人と、私は400円のお金しかないから400円の牛丼しか食べないというマイナス思考、私は貧乏なんだと。この考え方というのは物すごい対局だと思うんです。できるなら、400円でおいしい牛丼が食べられるという幸福感を考えられる思考になっていただくと、非常にもっともっと幸福感というのは上がるんじゃないかということだと思えます。

私も思うんですけれども、毎日の暮らしの中で、改めて自分の置かれているこの身が幸せなのかどうかと、皆さん、お考えになったことがありますか。どこでそういう考える時間というのをもちますか。議員の皆さん、どこでその辺を感じられますか。朝起きて、子どものいる人は子どもの世話をしながら食事をして、仕事に行く準備をして出かける。一生懸命一日仕事をし帰ってきて、ああ、疲れたやということで、旦那さんは1杯飲んで、テレビを見ながら後は寝るということで考えてみると、はて、自分の身が幸せなのかどうか、満足なのかどうかというのは、あんまり考える時間というのは持っていないんじゃないかという気がするんです。そこで大事なものは、自分の置かれているその身をはたと考えてみるということが非常に大事なんじゃないかということです。気づきです。これが私は非常に大事なんじゃないかと思っております。

それで、日本国憲法には、3つの権利というのが我々には与えられておりますけれども、そ

の代わりに義務というのが与えられております。労働と納税と、もう一つ何ですかね、3つあったわけですが、つまり利益をいただくために義務を果たしなさいというか、享受いただいた代わりにそういう、権利の代わりに義務を負いなさいということです。

これを町に照らし合わせて見ると、町で施策を行うということの恩恵を享受する我々町民は、それに対して確認をする。行政からいただいたありがたい施策によって、町民の生活が向上して、自分は幸せというものを、あるいは生活の利便性を感じ取っているのかどうかと、ありがたいのかということはチェックする必要があると思うんです。

行政の中で、PDCAというプラン、ドゥー、チェック、アクションというのがあります。そこで実行した施策が皆さんのためになっているかというチェックをする。これは町民にも与えられていいこと、あるいは持っていていただくべきことだと思うんです。享受すべき施策、恩恵を、自分たちはそのおかげがあるのかとちょっと考える時間を持って、自分の立場が改善したり、いい方向に行くんだったら、これをもって満足なんだと、あるいは幸せなんだということを感じていただくようにそれを置くべきだと思うんです。

そういうふうにして考えると、行く行くそういうのを確認する条例というものを置くべきではないかというのが私の考え方なんですけれども、そこに至るまでもう少しお話をさせてもらいたいんですが、先ほど教育長からお話をいろいろいただきました。大変な教育に対する思いというものを、熱いものをいただいたんですけれども、実際、我々が生まれてみんな幸せになろうとしていると。不幸になろうとして生まれてくる人はいないと思うんです。そうすれば、当然、必然的に幸せをみんな求めているはずなの。では、それは大人であれ子どもであれ、みんなそこは考えたり思ったりしなきゃいけないことだと。学校で、当然それについてのカリキュラムであったり、そういう時間を持ってお話をすることはあるのかどうかちょっとお伺いしたいし、教育長にも、先ほど幸福というのは非常に難しい概念だということをおっしゃいましたけれども、教育長が個人的に自分の生活の中で幸せだ、ハッピーだというようなことを考えたり感じたりするものかどうか、ちょっとお話をいただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 何か答えにくい質問ではありますが、私自身、常に前向きで、常にプラス思考で考えておりまして、何でもいい方向に捉えようとしておりまして、結構楽しいことが日々たくさんあるというふうな思いではしております。どちらかという幸せを感じている人間のほうかなというふうに自分では思っております。

あと、子どもたちの幸せについての学習ということですが、先ほど申しました魅力あ

る学校づくりとか、志教育の中で、自分の生き方、よりよい生き方、あるいは自分の将来をどのようにしていくかとかという学習の機会は、たくさんあるのかなと思います。

あと、質問にはなかったわけですが、やっぱり現在の子どもたちについて考えると、やっぱり先ほどから自己肯定感を高めるというふうなことが一つのテーマに話していますけれども、やっぱり全体的に自己肯定感が低いのかなというふうな印象は何か年々感じております。どうせ自分はできないんだと、やっても無理じゃないのというふうに考える子、そういう子をいかに自信を持たせるのかというふうなところが大きな課題なのかなと。そういうことで、やっぱり自信を持つことによって様々なことに挑戦し、満足感を得て、幸福度も上がるのかなというふうな考えで様々な取組をしているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 町長からはよろしいですか。（「もう少し向けてお話しします」の声あり）はい。三浦英典君。

○10番（三浦英典君） まさしくやっぱりその前向きな気持ちというのが非常に大事で、自らそういう学問であれ何であれ、自分から能動的に考える、動くというのが非常に大事なんだと。だから非常にそこで子どもたちに自らという動きをさせるための教育というのが非常に難しいんだというふうに私は勝手に思っているんですけども、ぜひそこはお願いしたいと思っております。

非常に、先ほど教育長も言っていましたけれども、日本人の考え方というのは割とマイナス志向の方が多いんです。町長自身は非常に前向きでよろしいと思うんですけども……町長じゃない、教育長はですね。先ほどの教授のお話によると、日本人にはセロトニンというホルモンの運搬をつかさどるトランスポーターというものが少ないんだということを言っています。だから、どちらかというとマイナス思考というか、心配症なんだと言っています。幸福感というものは、北欧に非常に高い国々が多い。フィンランドだったり、アイスランドとか、北欧の国が多いんですけども、この辺の遺伝的な問題もあるいはあるのかもしれないし、もう一つは、これらの国は教育とか民主主義というものが非常に進んでいる。これはなぜかという、虐げられた過去の歴史の中から、自分たちでこういう民主主義というものだったり、教育というものを勝ち取ってきた歴史があるんだそうです。だから幸福というものを自分たちでつかみ取らなきゃいけないというふうに言うんです。日本人は、そういう意味では全く受動的なんです。与えられるものだとややもすれば思っているかもしれない。そこの考え方というのは非常に大事で、先ほども言ったように、やはり受け取る恩恵というものに対して、自分たちもその恩恵は本当にありがたいものなんじゃないかというふうを考える、そういうものをぜひ用意し

ていただきたい。それをぜひ条例として先ほど言ったものに置き換えていただくと、非常にそういう時間というもの、あるいは考え方というものができてくるんじゃないかということです。

今、幸福の条例というもの、日本で結構あるんじゃないかと思って私も探したんですけども、1つしかありませんでした。京丹後市の市民総幸福のまちづくり推進条例というのが、具体的に幸福を求めるといふ条例として1つしかありませんでした。非常に残念だなと思ったんです。これだけ私たちが日常で一生懸命仕事をし、自分のため人のために一生懸命汗を流しながら、なぜ幸福になれないかという、そこをなぜもっと追求しないかというふうに思ったわけです。ぜひ、そのために石山町長には、前向きな思考あるいは幸福というものをみんな時々考えてみましょうということ、この条例を制定していただけないかということです。京丹後市の幸福推進条例というのはかなりボリュームがあつて緻密なんですけれども、私は、そこまで求めることはしなくとも、みんなで前向きに幸せというものを考えながら日常を暮らすということを行う条例で十分、石山町長が出す施策というものがもっと生きてくるんじゃないかという気がするんです。私の日常田んぼで草刈りをしながら思考しているこの回路と石山町長の思考回路とを一緒にしようという気は、無理無理は難しいかもしれませんが、ぜひこの辺は考えていただきたいというふうに思っています。この辺のちょっと私の考え方と町長の考え方と、この辺はどういうふうに感じられるか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今日の三浦議員の大体思いというんですか、考え方というのを分かってきました。分かってきましたというか、あれですね、みんなで幸せって何だべということを加美町町民にこういう条例をつくることを投げかけることによって、改めて自分たちが置かれている状況というのが、いわゆるそんな悪い状況でもないし、ある意味、客観的にと言ったらいんですかね、そして見ていけばこれからプラスに転じることも多くあるんだよといったようなことを、まず私発からとか、町発からやっていったらどうだといったようなご提案なんでございますね。それも一つ大変魅力的なことですので、私もちょっと、もう少し京都の京丹後市の条例、ちょっと自分自身でまず研究させていただければとまず思いました。

ただ、もう一つ、その一方で、私、今回の、例えば、第三次の総合計画の策定に当たって、審議委員のメンバーの方々をチョイスする中で1つお願いしたことがありまして、とにかく若い世代の人たちの意見を取り入れられるようにといったようなことで、今回、中新田高校をこの3月に卒業したての、ですから今は社会人であったりとか、大学生になっているんですが、3人のいわゆる18歳、今年19歳になる人たち3人に入ってもらっています。私、やっぱり加美

町においても、まだまだ、これは悪い意味だけではないんですが、年功序列的なものというのがやっぱり存在しているかと思えます。先ほどの民主主義というお話もありましたけれども、やはり多様な声というのは様々、本当は世代関係なく、年齢関係なく吸い上げていかなきゃいけないことだと思うんですが、やはり私は、これから加美町を元気にしていくためにも、逆に子どもたちが少ない、若い世代が少なくても、そういう若い世代の人間の声がきちんと届くんだと、町の例えば町政に届くんだといったようなことを、ただの側だけじゃなく、実として感じてもらいたいといったような思いもありまして、今回は総合計画のメンバーに、これからは様々な局面でそういう若い人たちの声というものを実際に、よくかけ声だけはありますけれども、そうではなく、取り入れていくシステムをつくって行って、やっぱり若い人たちが元気であれば、例えば、働き盛りの人たちも、やっぱりシニア世代もやっぱり元気になってもらえると思えますし、そういう若い人たちが活躍できる、何か意見が聞いてくれる町なんだというふうになれば、本当の意味で、単にあそこに行くのと定住のためにお金が出るとか、給食費半額だとか、そういうことでなく、この町に魅力を感じてくれるいわゆる若い世代の方々が本当に来てくれるかもしれないというふうに思っています。

あと、ちょっと蛇足ながらですけども、もう一点として、私さっき幼児教育といったようなことを言わせていただきました。先生からも、先ほど自己肯定感が子どもたち少ないようだというお話ありました。やっぱりそういうのを突き詰めていくと、どこの世代でそういう癖がつくのかといいますと、ちょっと古い言葉かもしれませんが、やっぱり三つ子の魂百までなのかなというふうに思っています。ですから、加美町の自然であったりとか、先ほど歴史の話も出ましたけれども、そういう歴史とか、そういうものに、特に自然に触れながら、自分たちで生きる力というものを身につけていただけるような幼児教育ってできないものかなというふうに今思っているぐらいですけども、そんなようなことを取り組めたらというふうに思っています。

要するに、やっぱり若い世代の人が少なくても元気であるということが、私は、全ての世代に波及していく一番の原点じゃないかなと。そういう、いわゆる先ほど条例が上からトップダウン的なものであったとするならば、私はもっとそういうボトムアップ的なものも同時に行っていたらというふうに思っている次第です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） まさしく両輪だと思うんです。施策を提供する側と受ける側ということの考え方、あるいは子どもたちがそうして自ら、自分で前向きに物を考えていくという、ここ

の片方に偏らず、両輪でやっていくということは非常に大事なんじゃないかという気がします。

こうして町長といろいろお話、こんな難しい、難しい話だと思うんですけども、できるというのは大変ありがたいんですが、ぜひ私たちの毎日のこの汗が幸福につながるということ望んで、この質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

では、次に、2つ目の質問に入りたいと思っております。

地域計画の実施状況についてということで、この地域計画というのものも、これは農業に関する国からの施策が町に下りてきたということのものなんですけど、一般町民の方々からすると、この地域計画って非常に日常の生活の暮らしの中での地域計画かという誤解もあるようで、全く訳が分からないという話をする方もおりました。これは、行く行くの農業の担い手を育てるための施策として、国が町でしっかりこの計画をつくりなさいということで今進められているわけです。1年間、これについては計画から今実施途中ということだと思うんですが、1回か2回そういう地域の農業者の集まりを持ってお話を伺ったということだと思うんですが、この辺の策定途中の実施状況と今後の取組についてお伺いしたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） それでは、大綱2点目、地域計画の実施状況についてお答えします。

農業経営基盤強化促進法の改正により、これまで実行してきた人・農地プランが法制化されて、令和7年3月までに地域計画を策定することとなっております。来年の3月ということでございます。

加美町では令和5年度より着手し、各関係機関への説明会や法人、営農組合、認定農業者とのワークショップの開催及び農家への利用意向調査を実施しております。今年度は目指すべき地域農業の姿をより具体化していくために、これまでの話合いや利用意向調査の結果などを反映したワークショップを開催し、地域計画の策定に向けて進めている段階でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 手を挙げてください。（「失礼しました」の声あり）三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 今、町長からご説明をいただきましたが、実際、農業委員会と農林課と一緒にあって農家においていただいておりますが、この辺の中身というんですか、どんな話なのか。あるいは、皆さんがこの10年後の計画というものに対してどれだけの意識を持って将来を見ているのかという、その辺のお話もいただければと思います。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

それでは、昨年度、この地域計画策定に当たりまして、地域の農家の方からいただいた意見、そういったものをちょっと説明させていただきたいと思っております。

今年の2月にワークショップ、こちらの3地区で開催いたしました。ワークショップ開催に当たりましては、中新田地区につきましては鳴瀬、広原、小野田につきましては西小野田、東小野田、鹿原、宮崎につきましては旭、賀美石、宮崎、この3地区に分かれてワークショップ開催いたしました。

その際に地域における課題、そういったものを参加した農家の方などからいろいろお話をいただきました。その話でございますけれども、やはり地域ごとに地域で抱える課題というものが地域によっては異なるというような内容でございました。

その一部ちょっとお話しさせていただきますと、例えば鳴瀬地区、鳴瀬地区も法人はありますけれども、それ以外の集落営農組合、こちらの法人化がなかなか進まないといったご意見ありました。

広原地区につきましては、まだ圃場整備の未整備地区が多いといった意見がございました。

西小野田地区につきましては、法人化が進んでおりまして、集積が進むのではないかと、そういったご意見ございました。

東小野田につきましては、圃場整備されている地域ではありますが、まだ整備が必要だ、再整備が必要だといった意見がございました。

あと鹿原地区につきましては、南鹿原、東鹿原、圃場整備は進んだんですけれども、まだ圃場整備が必要な地域があるねといった意見がございました。

あと宮崎地区でございますけれども、こちらも農業法人1つございますが、集落営農組織の法人化が難しいねといったご意見ありました。

旭地区につきましては、鳥獣被害が多いといった意見がございました。

賀美石地区につきましては、認定農業者いるんですけれども、なかなかそれ以上の引受けが難しいのではないかとといったご意見がありました。

こういった農家の人たちが集まって将来の地域の課題を話し合うことで、みんなで話し合うきっかけづくりとなりまして、ちょっと地域の農業を考えるきっかけづくりになったのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 地域のざっくりとした問題というものは出てはきたということですが、この間、産経の委員会のほうで、個人の担い手の農地の一筆一筆の色分けの図面を拝見させていただきました。行く行く来年の3月まで、農業担い手の集約をできるだけ図る計画をつくりなさいというのが国の最終的な目標になるんですよね。ですから、今、集落、地域の問題は提起はされたけれども、今度はもっともっと入り込んで一人一人の農家の意向、今あなたは60歳、70歳です。行く行く10年後のおたくの土地はどうしますとかというところまで入り込んでお話をしないと、なかなかこの辺は聞けない。実際に、ここまで農林課のほうで、あるいは農業委員会の方で突っ込んでお話を伺っていないと、あの色塗りの図面というのはなかなか集約されていかないんじゃないかなという気するんですけれども、どうですか。これはどちらで回答になりますか。

○議長（早坂忠幸君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐藤登志子君） 農業委員会事務局長でございます。

ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほど議員おっしゃっていただきました令和5年度の現況図というものを作っております。この内容につきましては、まず、令和5年度の集積計画を基に、認定農業者、個人、法人、それぞれに色分けをいたしております。例えば、A法人が赤、B法人が青、それから認定農業者Aが黄色とかといった形で、一筆一筆どこの農地を耕作しているかという図面をまず作成しております。これを基に令和6年度におきましては、この現況図を土台に再生協で結んでおります認定農業者が相対で作業して受託している農地に同じように色を塗っていく形。そして集積率が78.5%となっておりますので、これでほぼほぼ、今、集積のかかっている分というのが色が塗られてくる状態となっております。個人の農業者について、色が塗られていないところをこれから10年後どのようにしていくかというところが、これからの目標地図の作成に関しまして地域のワークショップで話を詰めていくところという考えでおります。

しかし、先ほど農林課長がおっしゃいましたワークショップの中に前向きな意見もございまして、農地の集積拡大については、地域全体を1つの形態として考えて地図を1色で塗りたいとか、あとは担い手後継者を外国人を受け入れる体制づくりをしていきたいとか、それから、今お話ししたとおりなんです、農作業の受委託に関して、機械がもつうちはまだまだ自分でやりたいという農家の方が数多くいらっしゃるということもございまして、その方々がリタイアすることを想定して受入れを法人でやっていきたいというご意見等もございました。こういったことを含めまして今年3回のワークショップを予定しておりますので、ここをもう少し詰

めて目標地図の完成を目指したいと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 実際、今の78.5%というところで集約率の数字って結構高いところまで今、加美町は来ているんです。だけれども、中身を見ると70歳の担い手だったり、ややもすれば小さな機械で動くうちやるんだという世界で今動いている部分っていっぱいあるわけです。だから個人の色が塗られていない分、面積というのは結構あるわけです。ですから、実際に60歳、70歳の今の担い手、機械の動くうち頑張っている方々の意向というのは、やっぱり詳細に、本当にこれからどうしますかと、機械更新して頑張るんですか、80歳になっても現場で作付をしますか、こういうところまでやっぱり入り込んで伺っていかないと見えてこないということだと思うんです。その人たちの1年、2年ずつやめていく、少しずつの面積を集めていくにしても、受け手は設備投資というのがどんとできないわけです。なかなか大きな、前に一步進む受け手の担い手あるいは法人化も含めて踏み込めない。この辺にやっぱりひとつ行政も含めて、しっかりとこの計画の中で見えるようにしていかないと駄目だと。そういうことで初めて受け手側の人たちも、ああ、こういうものが見えてくるんだったら設備投資しましょうとか、あるいは法人化もしましょうということが出てくるんじゃないかという気がするんです。

今、集落営農が難しいという地域の、東部の話ですかね、中新田の、こういう話だったりもありますし、いろんな諸事情があります。無理に地域で法人化しなさいというものもどうなのかなという、私、今まで見てきて思っております。雷とか、長清水とか、種場の組合とか、いろんなベースとしてそういう組織があったところは、非常に法人化だったり、組織化しやすいんですけども、何もないところでそういうのをまとめていこうというのは非常に難しい。やっぱりそこには個人的な拡大志向を持った人にぜひお願いしていただくということのほうが非常に現実的なんじゃないかなという気はします。

そして、もう一つ町長にお願いしなきゃいけないのは、やはり条件整備というのが非常に大事、ベースになってくるんです。今のここから東だと1ヘクタール区画ということで大分圃場整備は進みましたけれども、上狼塚なんかもこれから何か話が出てきているということもありますし、月崎、中嶋はこれから実際に手をかけていくということで、この辺は大分進むことだと思います。

しかし、やはりここから西、30アール区画、20アール区画というのは、50年前に整備された区画で、水路のコンクリートも水門、いろんな設備が古くなってきている。漏水田あるいはぬ

かりでなかなか水が抜けなくて、コンバインでどろどろのところを稲刈りをしているというような状況ということで、条件不利地も生まれてきているということで、ぜひ、今、改良区と話し合って、1,500ヘクタール、ここから西の大変大きな面積の再圃場整備をお願いしようということで今動いております。

この話は前町長にも私お話をして、ぜひ進めたいというお話をいただいていた。それで昨年、国のほうにも出向いて、ぜひこの圃場整備をお願いしたいんだということは、二、三度国会議員の方々にもお願いしてまいりました。ここはぜひ石山町長にもそれはご理解をいただいて、国のほうに向かってお願いしますということはお引き受けいただきたいと思っております。そうしないと人口減少で本当に担い手いなくなって、やる気のある人に面積をお願いしたい、預けるといったって、もう手いっぱい管理できませんというのが現状に今来ています。ぜひこの辺もお願いしたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 三浦議員から再整備ということ、前々からお話も伺ってございましたし、昨年、進藤金日子先生のところにも行ったときもそのお話出されていたことを聞いております。

今ご指摘のように、上狼塚であったりとか、あとは羽場辺りも考えているといったようなこと、あと北鹿原になってきますか、今準備中といったようなところで、全くされていないところを優先していかなきゃいけないかというふうに思っておりますけれども、私んち辺りも昭和50年ですので、あの圃場整備、昭和50年でした。たしか50年ですから、やはり今後のことを考えていくと、そういうような再整備というような必要性ということも私も理解しております。

ただ、私まだ、それはどのくらいの規模でということをしっかり図面見てあれのご説明ありませんから、また機会があったら、大体今考えておられること、土地改良区の皆様が考えておられることも含めて、一度しっかりとお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 前向きな答弁だと受け取らせていただきます。ぜひお願いしたいと。

実際、この話、地域計画に戻るんですけども、本当の組織、法人だけで農地を守っていいのかということ非常に難しい。実際は、ファミリーで楽しむ農家もあっていいし、自分の動ける方々でやっていく人たちも大事にしていかなきゃいけないのも事実です。この辺の色分け、考え方の違いではあるけれども、一緒にこの現場で農地を守っていくという意識をしっかり持っていて、進めていかなければいけないと思っております。

それで、これから先1年間この事業を進めていく上で、農林課が主体になっていくのか、農

業委員会が主体になっていくのか、どっちが主でこれから進んでいきますか。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

計画のほうは農林課で、目標地図と言われるものについて農業委員会のほうにお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 実際に見える化ということで色塗りをして、ああ、こうなっていくのかというのは農業委員会が担うということになるわけですね。

これは、実際数字として今78.5%の集約になっているんですけども、どこまで上げていきますか。目標はありますか。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

今現在、町では農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想というものを策定しております。それにおきましては、その集積目標といたしましては81%という数字を掲げておりますので、あともう少しで達成するというような内容となっております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 加美町というのは農業の町なわけですから、この辺の力の入れ方というものも私は期待をしたいわけですが、実際、78.5%から81%までの数字って厳しいと感じていきますか。もう少し頑張ればいけるというふうに感じていきますか。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

この78.5%、これは令和5年度末の数字でございますが、数年前より若干落ちたりもしております。ただ、今後、先ほど来出ております圃場整備なんかも、小野田東部、それから月崎清水地区、今年度から面工事着工いたしますが、そういったものを契機に、またさらに集積率も上がるものと思っております。

以上でございます。

○10番（三浦英典君） ぜひ、それぞれの担当のご努力、汗が実って数字も上がることを期待しておりますので、よろしく頑張ってくださいと思います。

そして、町長には、未来に明るい将来あるんだということを町民に提示をし、また、農業にも前向きに、その辺は皆さんにも取り組んでいただけるように、ぜひ発信をしていただければと思っております。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、10番三浦英典君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしといたします。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

なお、明日は午前10時まで本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後3時11分 延会

上記会議の経過は、事務局長青木成義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月5日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 伊藤 淳

署名議員 尾出 弘子